

札幌市教育振興基本計画改定版（案）

皆さまからのご意見を募集します

～パブリックコメントの実施について～

札幌市教育委員会では、平成26年（2014年）4月に施行した「札幌市教育振興基本計画」に基づき、広く市民の皆さまのご理解・ご協力を得ながら、様々な教育施策を展開してきたところですが、この度、平成31年度（2019年度）からの5年間で取り組む教育施策を盛り込んだ「札幌市教育振興基本計画改定版（案）」を取りまとめました。

札幌市における教育の更なる充実・発展のため、この案について、市民の皆さまからのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見を参考とし、平成31年（2019年）3月頃に計画を策定・公表する予定です。

家庭や地域、企業、教育関係機関など、様々なお立場から、率直なご意見をお寄せください！



募集期間

平成30年（2018年）12月20日（木）から

平成31年（2019年）1月18日（金）まで【必着】

資料の配布場所

- ◆ 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- ◆ 各区役所（総務企画課広聴係）
- ◆ 各まちづくりセンター
- ◆ ふれあいパンフレットコーナー（地下鉄大通駅定期券発売所から西に向かって徒歩1分程度）
- ◆ 札幌市教育委員会（生涯学習部総務課）
- ◆ 各市立図書館（中央図書館、各地区図書館、えほん図書館、図書・情報館）
- ◆ 札幌市生涯学習センター（メディアプラザ）
- ◆ 札幌市青少年科学館
- ◇ 札幌市公式ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keikaku/ikenbosyu.html>

平成30年（2018年）12月
札幌市教育委員会

市政等資料番号
01-S01-18-2281

ご意見募集要項

1 募集期間

平成 30 年（2018 年）12 月 20 日（木）から

平成 31 年（2019 年）1 月 18 日（金）まで【必着】

2 提出方法

(1) 郵送・持参・ファクスの場合

「ご意見記入用紙」に記入し、提出してください。

（ご持参いただく場合の受付時間は、平日 8 時 45 分～17 時 15 分です。）

(2) 電子メールの場合

件名を「札幌市教育振興基本計画改定版（案）について」とし、本文にご意見を記入し、送付してください。

※ウイルス感染防止の観点から、電子メールにファイルを添付することはご遠慮ください。

(3) ホームページの「ご意見募集フォーム」を使用する場合

下記アドレスにアクセスしてください。

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keikaku/ikenbosyu_form.html

【留意事項】

- 電話・口頭によるご意見は受け付けておりません。
- ご意見に対する個別の回答はしませんので、予めご了承ください。なお、ご意見の概要とそれらに対する札幌市教育委員会の考え方については、計画と併せて公表します。
- ご記入いただいたお名前やご住所は公表しませんが、ご年齢は公表する予定です。いただいた情報は、札幌市個人情報保護条例の規定に則って、適正に取り扱います。

3 資料の配布場所

表紙をご覧ください。

4 提出先・問い合わせ先

札幌市教育委員会 生涯学習部 総務課 教育政策担当

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 5 階

電話番号：011-211-3829 ファクス番号：011-211-3828

電子メールアドレス：kyoiku-plan@city.sapporo.jp

【参考】平成 26 年（2014 年）4 月に施行した「札幌市教育振興基本計画」に係るパブリックコメントでは、市民の皆さまから、以下のような観点からご意見をお寄せいただきました。

- 計画全般及び個別の項目についてのご感想
- 従来の取組の評価についてのご意見
- 今後の取組に期待するご意見 など

札幌市教育振興基本計画改定版（案） ご意見記入用紙

| | |
|-----|---|
| お名前 | ご年齢（該当箇所に✓を付けてください） |
| | <input type="checkbox"/> 19歳以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上 |
| ご住所 | |
| | |

※どのページ・項目へのご意見が分かるようにご記入ください。

| ページ・項目名 | ご意見 |
|---------|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

◎ ご意見の提出方法等の詳細については、「ご意見募集要項」をご覧ください。

【提出先・問い合わせ先】

札幌市教育委員会 生涯学習部 総務課 教育政策担当
〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル 5階
電話番号：011-211-3829 ファクス番号：011-211-3828
電子メールアドレス：kyoiku-plan@city.sapporo.jp

(きりとり線)

札幌市教育振興基本計画改定版（案）
ご意見を募集します！



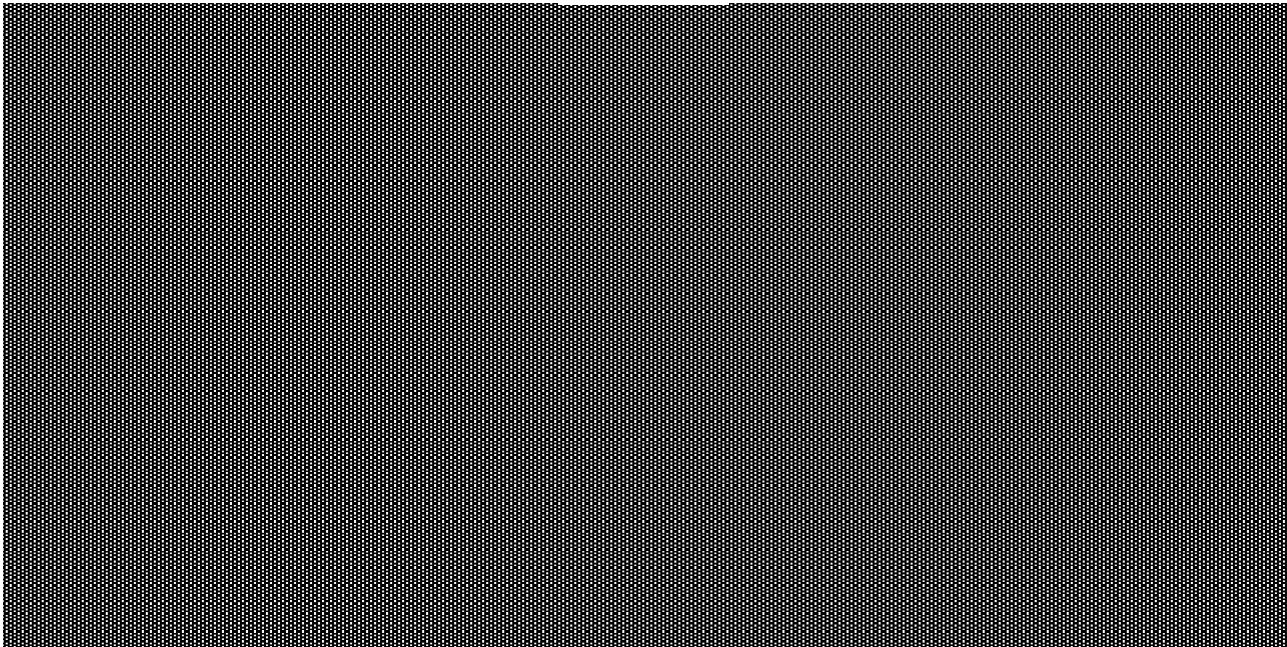
【募集期間】

平成 30 年（2018 年）12 月 20 日（木）～平成 31 年（2019 年）1 月 18 日（金）【必着】

【提出方法】

- ①郵送の場合：裏面の「ご意見記入用紙」に記入→「きりとり線」→「のりしろ①」→「やまおり①」→「のりしろ②」→「やまおり②」→切手を貼らずにポストに投函
 - ②直接お持ちいただく場合：教育委員会生涯学習部総務課教育政策担当までお持ちください。
(受付時間：平日 8 時 45 分～17 時 15 分)
 - ③ファクスの場合：011-211-3828
 - ④電子メールの場合：koyoiku-plan@city.sapporo.jp
※ウイルス感染防止の観点から、電子メールにファイルを添付することはご遠慮ください。
 - ⑤ホームページの場合：https://www.city.sapporo.jp/koyoiku/top/keikaku/ikenbosyu_form.html
- ※電話や口頭によるご意見の受付はしません。

(やまおり①)



(やまおり②)

060-8788
106

札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会 生涯学習部 総務課 行

【札幌市教育振興基本計画改定版】



料金受取人私郵便

札幌中央局 認
承 8413

差出有効期間
平成31年1月
18日まで
切手不要



(きりとり線)

札幌市教育振興基本計画改定版（案）

札幌市教育ビジョン

【2014-2023 年度】

札幌市教育アクションプラン（後期）

【2019-2023 年度】

札幌市教育委員会

目次

| | | |
|--------------------|---|-----------|
| 第1章 | 札幌市教育振興基本計画について | 2 |
| 1 | 計画の策定及び改定の趣旨等 | 2 |
| 2 | 計画の位置付け | 3 |
| 3 | 計画の構成と計画期間 | 4 |
| 4 | 計画の対象範囲 | 4 |
| 【ビジョン編】 | | |
| 第2章 | 教育を取り巻く現状 | 6 |
| 1 | 教育を取り巻く社会経済情勢 | 6 |
| 2 | 国における教育目標・教育政策の動向 | 8 |
| 第3章 | 札幌市教育ビジョン | 10 |
| 1 | 札幌市の教育が目指す人間像 | 10 |
| 2 | 基本的方向性 | 11 |
| 3 | 札幌市教育ビジョンの全体像 | 13 |
| 【アクションプラン編】 | | |
| 第4章 | 札幌市教育アクションプラン（後期） | 16 |
| 1 | 札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返り | 16 |
| 2 | 札幌市教育アクションプラン（後期）における重要項目 | 26 |
| 3 | 札幌市教育アクションプラン（後期）の施策体系 | 28 |
| 4 | 札幌市教育アクションプラン（後期）の具体的な施策展開 | 29 |
| | 基本的方向性1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進 | 29 |
| | 基本施策1-1 自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進 | 29 |
| | 基本施策1-2 共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進 | 34 |
| | 基本施策1-3 ふるさと札幌のよさを生かした、豊かな創造力を育む学習活動の推進 | 36 |
| | 基本施策1-4 特別支援教育の充実 | 38 |

| | | |
|---------|------------------------|----|
| 基本施策1-5 | 生涯にわたる継続的・自発的な学習活動の推進 | 41 |
| 基本施策1-6 | 一貫性・連続性のある教育活動の充実 | 43 |
| 基本的方向性2 | 多様な学びを支える環境の充実 | 44 |
| 基本施策2-1 | 安全・安心で豊かな教育環境づくり | 44 |
| 基本施策2-2 | 生涯学習を支える環境づくり | 47 |
| 基本施策2-3 | 教職員が力を発揮できる環境づくり | 48 |
| 基本施策2-4 | 学びのセーフティネットの充実 | 52 |
| 基本施策2-5 | 教育の情報化の推進 | 55 |
| 基本的方向性3 | 市民ぐるみで支え合う仕組みづくり | 56 |
| 基本施策3-1 | 園・学校と家庭、地域が支え合う仕組みづくり | 56 |
| 5 | 札幌市教育アクションプラン（後期）の成果指標 | 60 |

第5章 計画の推進に当たって 64

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 進行管理 | 64 |
| 2 | 市民及び関係機関等との連携・協働 | 64 |

第 1 章 札幌市教育振興基本計画について

- 1 計画の策定及び改定の趣旨等
 - 2 計画の位置付け
 - 3 計画の構成と計画期間
 - 4 計画の対象範囲
-
-

第1章 札幌市教育振興基本計画について

1 計画の策定及び改定の趣旨等

(1) 計画の策定について

2006年12月に改正された教育基本法において、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、その地方の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならないとされました。

これを受け、札幌市教育委員会では、教育全般にわたる長期的な視点に立った理念と方向性を示すものとして定めていた「札幌市教育推進の目標及び指針」と、各分野の具体的な施策を示すため個別に策定していた「札幌市幼児教育振興計画」「札幌市教育推進計画」「札幌市立高等学校教育改革推進計画」「札幌市特別支援教育基本計画」「第2次札幌市生涯学習推進構想」の総体をもって「札幌市教育振興基本計画」と位置付けました。

その後、国においては、「第2期教育振興基本計画」が2013年6月に策定され、教育政策の推進に当たり、特に留意すべき視点として、「教育における多様性の尊重、生涯学習社会の実現に向けた『縦』の接続、各セクターの役割分担を踏まえた『横』の連携・協働」などが示されました。

また、札幌市では、2009年4月に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」を施行したほか、2013年10月には、まちづくりの基本的な指針として「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定し、子どもを社会全体で育成・支援する環境づくりや将来を担う創造性豊かな人材を育成することなどを掲げたところです。

こうした中、札幌市教育委員会では、市民一人一人が生涯にわたって学び続け、時代の変化に対応できるよう、発達各段階の「縦」の接続をより円滑に行って学びに連続性をもたせるとともに、学校、地域社会、企業や大学等の教育機関などの「横」の連携を強化し、市民ぐるみで支え合う体制をつくるのが、これまで以上に重要だと考えました。

このため、幼児期から生涯を通じて一貫した教育理念を掲げ、社会全体でその実現に向けた機運を醸成するとともに、変化する社会経済情勢や複雑化・多様化する教育課題に的確に対応できるよう、それまでの教育施策を再構築する必要が生じました。

このような背景を踏まえ、札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、これらに基づき、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目指し「札幌市教育振興基本計画」を策定しており、本計画は2014年度の施行後10年間を見据えた基本理念を示す「札幌市教育ビジョン」と、前期・後期各5年間で取り組む教育施策を示す「札幌市教育アクションプラン」とで構成されています。

(2) 計画の改定について

今回の改定は、2019年度から2023年度までを計画期間とする「札幌市教育アクションプラン（後期）」の策定に伴うものです。

なお、「札幌市教育ビジョン」については、策定以降の様々な状況変化を勘案しても引き続き適切なものと考え、2023年度までの計画期間中、堅持することとしています。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

教育基本法第17条第2項に基づき策定する、札幌市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

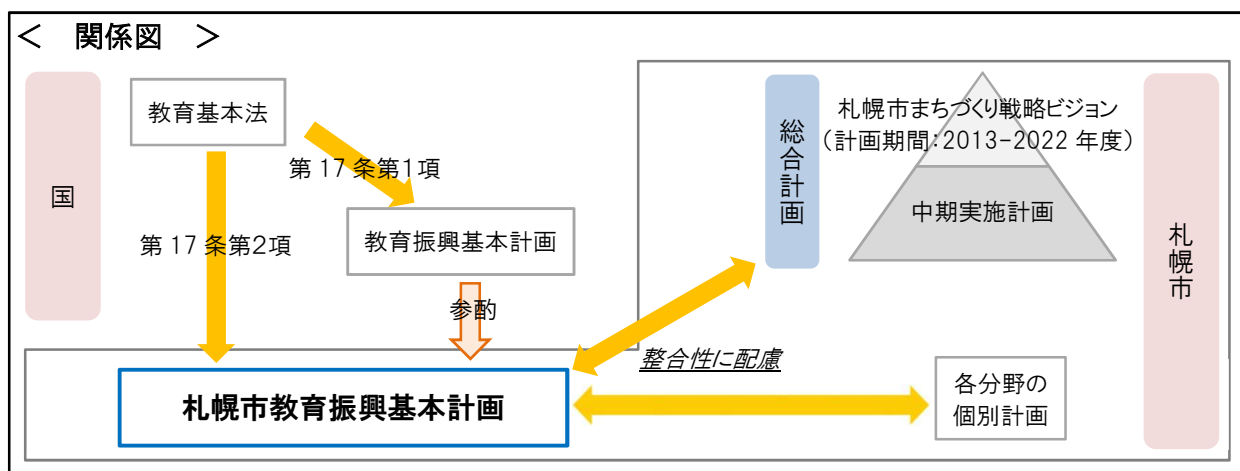
【教育基本法（抜粋）】

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 札幌市の各種計画との関係

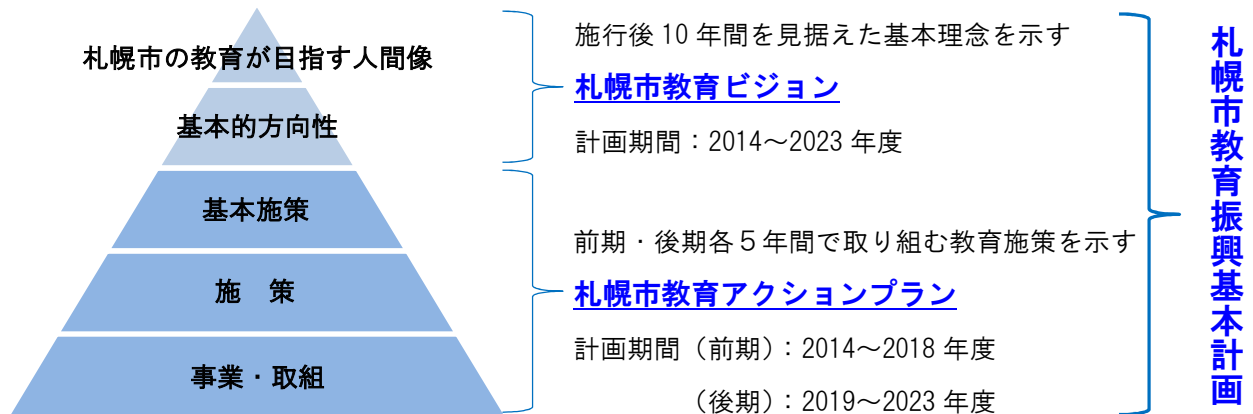
札幌市の総合計画¹のほか、関連する各分野の個別計画²との整合性に配慮しています。



¹ 総合計画 札幌市自治基本条例第17条に基づき策定する、総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画。

² 個別計画 総合計画の方向性に沿って策定する、子ども、福祉、スポーツなど各分野における計画。

3 計画の構成と計画期間



4 計画の対象範囲

教育委員会の所管する市立の幼稚園等・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校（以下「園・学校」という。）の学校教育及び幼児から高齢者までの生涯学習の全般を対象としています。

なお、本文中、特に明記しない限り「中学校」には「中等教育学校前期課程」を、「高等学校」には「中等教育学校後期課程」を含みます。

ビジョン編

第2章 教育を取り巻く現状

- 1 教育を取り巻く社会経済情勢
- 2 国における教育目標・教育政策の動向

第3章 札幌市教育ビジョン

- 1 札幌市の教育が目指す人間像
 - 2 基本的方向性
 - 基本的方向性1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進
 - 基本的方向性2 多様な学びを支える環境の充実
 - 基本的方向性3 市民ぐるみで支え合う仕組みづくり
 - 3 札幌市教育ビジョンの全体像
-
-

第2章 教育を取り巻く現状

1 教育を取り巻く社会経済情勢

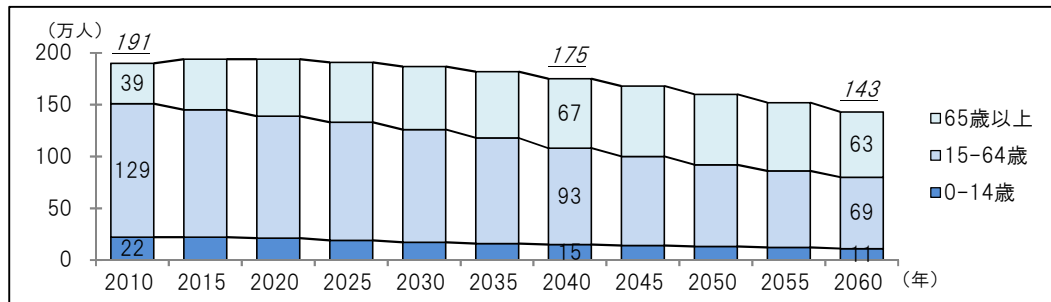
(1) 人口動態・年齢構成

日本の人口は、2008年をピークに減少局面にあり、出生率の低下や長寿命化などにより、少子高齢化が一層進んでいます。

札幌市における人口は、一貫して増加傾向にあるものの、将来的には減少に転じることが予想されており、更に、国の傾向と同様に、出生率の低下や長寿命化などにより、少子高齢化が一層進むことが予想されています。

このような状況は、生産年齢人口³の減少、税収の減少及び社会保障費の増大などにつながり、市民の生活や経済に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

■札幌市の人口の将来見通し（各年10月1日現在）



＜資料＞札幌市、総務省「国勢調査」

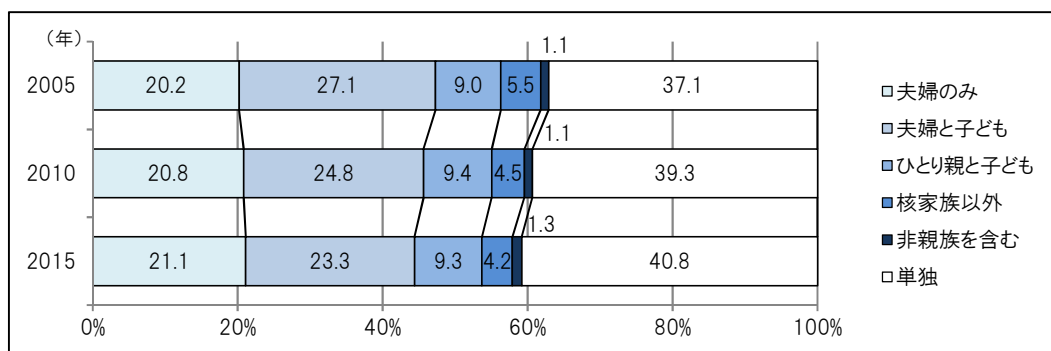
(2) 家族類型と地域社会

日本では、夫婦と子どもの世帯や三世帯世帯が減少傾向にある一方で、夫婦のみの世帯やひとり親世帯、単身世帯が増加傾向にあります。

札幌市においては、夫婦と子どもの世帯の減少が顕著という特徴がありつつも、概ね国と同様の傾向になっています。

こういった家族類型の変化に加え、生活習慣や価値観の多様化などにより、地域における人と人とのつながりや支え合いが希薄化しており、家庭や地域の教育力が低下していることが指摘されています。

■札幌市における一般世帯の家族類型別割合の推移（各年10月1日現在）



＜資料＞総務省「国勢調査」

³ 生産年齢人口 15歳から64歳までの人口。

(3) 社会・経済状況

近年、グローバル化がますます進み、ヒト・モノ・カネ・情報等の国際的移動が頻繁となっているほか、AI（人工知能）の普及等の技術革新の加速により、今後、産業構造が急激に変化することが見込まれています。

このような中、札幌市においては、国際的なスポーツイベントや会議の開催等を積極的に進め、札幌の魅力を世界に向けて発信しているほか、様々な分野でICT⁴の活用を進めるなど、時代に即したまちづくりに取り組んでいます。

また、「平成25年国民生活基礎調査⁵」において、2012年の子どもの貧困率が16.3%と過去最高を更新し、およそ6人に1人の子どもが貧困の状態にあることが確認されたことを契機に、全国的に「子どもの貧困」がより一層課題として捉えられるようになりました。

札幌市においては、2018年3月に策定した「札幌市子どもの貧困対策計画」に基づき、全市的な取組を推進しているところです。

一方、労働力人口の減少の更なる深刻化が見込まれることなどを背景に、多様で柔軟な働き方の推進や長時間労働の解消といった取組の必要性がクローズアップされています。

札幌市においては、仕事と生活の調和を実現するための環境づくりを進める企業への支援などに取り組んでいます。

このほか、2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された「私たちの世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2030年に向けた国連加盟国共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs⁶）」が定められ、その同時達成に向け、国や企業、自治体等の全ての主体が取り組むこととされています。

札幌市においては、2018年6月に「SDGs未来都市⁷」に選定され、SDGsに関わる取組を推進することとしています。

(4) 自然災害の状況

全国各地において、地震や台風、豪雨などによる大規模な自然災害が続いている中、札幌市においても、2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、多数の被災者が発生したほか、道路や建物の被害に加えて、市内全域にわたる停電とこれに伴う交通網の麻痺などに直面しました。

こうした経験から得た教訓や復旧・復興への取組を通じて得た経験を生かしながら、災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。

⁴ ICT Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

⁵ 国民生活基礎調査 厚生労働省が、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的として実施するもの。

⁶ SDGs Sustainable Development Goals の略。気候変動、エネルギー、まちづくり、生産者・消費者責任、水環境保全、ジェンダー、貧困等、持続可能な社会の形成に向けた17の目標（ゴール）と169の取組（ターゲット）から構成されている。

⁷ SDGs未来都市 SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の3側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるもの。

2 国における教育目標・教育政策の動向

(1) 教育基本法（最終改正：2006年12月）

国においては、教育基本法を制定し、教育の目的を示すとともに、それを実現するための教育の目標を掲げています。

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(2) 教育関連法

教育関連法についての直近5年間における主な制定・改正は以下のとおりです。

| 施行年月 | 法律名 | 概要 |
|---------|--|---|
| 2015年4月 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正） | 教育行政の責任の明確化、総合教育会議の設置及び大綱の策定の義務化 など |
| | 学校図書館法（改正） | 専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）の設置の努力義務化 など |
| 2016年4月 | 学校教育法（改正） | 小中一貫教育を行う新たな学校の種類（義務教育学校）の制度化 など |
| 2017年2月 | 義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（制定） | 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保及び夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供に係る国及び地方公共団体の責務の明確化 など |
| 2017年4月 | 教育公務員特例法（改正） | 校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定並びにそれを踏まえた教員研修計画の策定の義務化 など |
| | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正） | 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化 など |

(3) 幼稚園教育要領・各学習指導要領

2017年3月以降、幼稚園教育要領及び各学習指導要領が順次改訂・実施されています。

【改訂の基本的な考え方】

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな身体を育成。

* 文部科学省「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」から抜粋

| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 実施スケジュール | 幼稚園 | 改訂 | 周知期間 | 全面实施 | → | | |
| | 小学校 | | | 移行期間 | 全面实施 | → | |
| | 中学校 | | | 移行期間 | | 全面实施 | → |
| | 高等学校 | 改訂 | 周知期間 | 移行期間 | | 年次進行で実施 | |

(4) 教育振興基本計画

2018年6月15日に、第3期教育振興基本計画が策定されました。同計画では、第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指すこととされました。

【教育の目指すべき姿】

- <個人> 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- <社会> 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現

また、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針により取組が整理されています。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

第3章 札幌市教育ビジョン

1 札幌市の教育が目指す人間像

教育基本法では、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と、教育の目的が定められています。

本計画では、札幌市の教育が目指すべき人格、すなわち「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な姿」を簡潔に表現した「札幌市の教育が目指す人間像」を次のとおり掲げます。

自立した札幌人

いかに時代が変わろうとも、「人格の完成」に向けては、一人の人間として「**自立**」することが求められます。

幼児期には遊びを通して、人や自然と豊かに関わり、自分が誰かの役に立っていると感じるなど、自己肯定感や自己有用感を育むことが「自立」への第一歩です。そして、発達の段階に応じて、様々な社会体験を通じ、自らの人生を自らの責任で引き受け、一人の人間として生きる自覚をもち、未来に向かって行動することが大切です。

しかし、この自覚は決して、自分さえよければ、といった利己的な考え方や、孤立して生きることを求めるものではありません。他者を自分と同じ「自立した存在」として尊重し、共に支え合いながら生きていくという「**共生**」の思いを併せもつことが不可欠です。そして、「共生」の対象は、身近な家族や地域の方々はもとより、世代や性別、国籍、文化の違い、障がいの有無などにかかわらず、同じ時代を生活している世界中の人々、更には、今の社会を築き上げた先人やまだ見ぬ未来の世代までも含むものです。

また、誰もが、様々な課題を自らの問題と考え、互いの個性や多様性を認め合う寛容さと相互の信頼感のもとで、持てる能力を十分に発揮して積極的に社会参加し、生きる喜びと幸せを感じてほしい、と願うものです。

本計画では、このように、広く、時や空間を越えた他者との「共生」への願いを込め、「共生」と一体となった幅広い意味をもつ「自立」を「**自立した**」と表現しています。

一方、「平和で民主的な国家及び社会形成者として必要な資質」は、時代の変化に伴って変わるものであり、また、同じ時代であっても、地域の状況によって左右されるものです。

今後、人口減少社会の到来や、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小が見込まれる中、右肩上がりの社会構造を前提とした価値観は大きく変わりつつあり、いわゆるパラダイム⁸の転換が求められています。市民は、都市の活力と生活の質を高めるとともに、先人が知恵と努力で築

⁸ **パラダイム** ある時代や分野において支配的規範となる「物の見方や捉え方」のこと。

き上げてきた、この自然豊かで文化芸術の薫り高いまちを、次世代に良好な形で引き継いでいかなければなりません。

本計画では、このような状況を受け止め、様々な課題解決に果敢に立ち向かっていく資質を有する人間の在り方を「**札幌人**」と表現しています。札幌の豊かな自然や社会、文化の中で、学び、生活した経験をもつ者が、その恵まれた環境の中で育まれる創造力や豊かな心などの総合的な素養を生かし、ふるさと札幌への思いを心にもち、伝統や文化を尊重しながら、国際的な視野ももって、札幌をはじめ様々な地域や国で活躍する人になってほしいという思いが込められています。

すなわち、「**自立した札幌人**」とは、

未来に向かって 創造的に考え、主体的に行動する人
心豊かで 自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人
ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人

であることを意味します。

2 基本的方向性

札幌市の教育が目指す人間像「**自立した札幌人**」を実現するためには、教育を取り巻く社会経済情勢の変化により、知識の多様化や陳腐化が一層進行することを見据え、学校の卒業をもって「学び」が終了するのではなく、**幼児期から生涯にわたって学び続ける**ことが必要です。

市民が、自ら生きていく中で学びを主体的に捉えることができるよう、学校教育の段階から、連続した学びの体制を整備するとともに、子ども一人一人の心身の発達の段階と学校や地域の実態を踏まえ、札幌の自然や社会、文化等の豊かな環境を生かしながら、「学ぶ力 -知-」「豊かな心 -徳-」「健やかな身体 -体-」の調和のとれた「生きる力」を育てていくことが大切です。

併せて、学校教育と生涯学習の学びの垣根を低くして、子どもから大人までの様々な世代が、地域や社会に主体的に関わりながら、共に学ぶ体験を積み重ねるなどして、「共に生きる力」を培うことが重要となります。

こうした「**自ら学び、共に生きる力を培う学び**」を推進することが、「自立した札幌人」を実現するための要と言えます。

また、この学びの推進に当たっては、市民が、経済的理由や地理的・時間的条件にかかわらず、安心して様々な学びにつながるができるよう、学びの場と機会を保障することが不可欠であることから、「**多様な学びを支える環境**」を充実させる必要があります。

加えて、教育が、人と人との関わりの中で進められる営みであることを踏まえると、この人間像を真に実現するためには、日々展開される様々な学びを通して「社会が人を育み、人が社会をつくる」という好循環を生み出すなど、実際に回り始める「仕組み」をつくり上げることが大切です。

例えば、世代や立場などが異なる様々な市民が、学びを仲立ちとして出会い、そこでの学びが人と人とのつながりの形成や活性化を促進し、更に、このつながりが核となって、次なる学びの深化が図られるということなどが想定されます。

このように、「**市民ぐるみで支え合う仕組み**」をつくり上げることで、一人一人の生涯にわたる学びと実践の循環が生まれ、ひいてはまちづくりの活力の源となります。

更に、こうした環境の中で育ち、成長した人々が、自然体で次世代の学びを支え合うようになり、世代間の循環につながることも期待されます。

以上を踏まえて、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」を実現するため、以下の3つの基本的方向性に沿って教育施策を展開していきます。

なお、これらの基本的方向性は、それぞれが独立しているのではなく、環境の充実や仕組みづくりによって学びが推進される一方、学びを進めていく中で環境や仕組みを見直す必要性が生まれるなど、相互に関連しているものです。

1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進

市民一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続けることができるよう、学校教育と生涯学習における縦の接続と横の接続を強化し、「自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進」を図りながら、「自立した札幌人」として必要な資質や能力を育みます。

2 多様な学びを支える環境の充実

市民一人一人が、多様なニーズに応じた学びの機会を得ることができるよう、各成長段階での良質な教育の機会の保障の観点から、「多様な学びを支える環境の充実」を図ります。

3 市民ぐるみで支え合う仕組みづくり

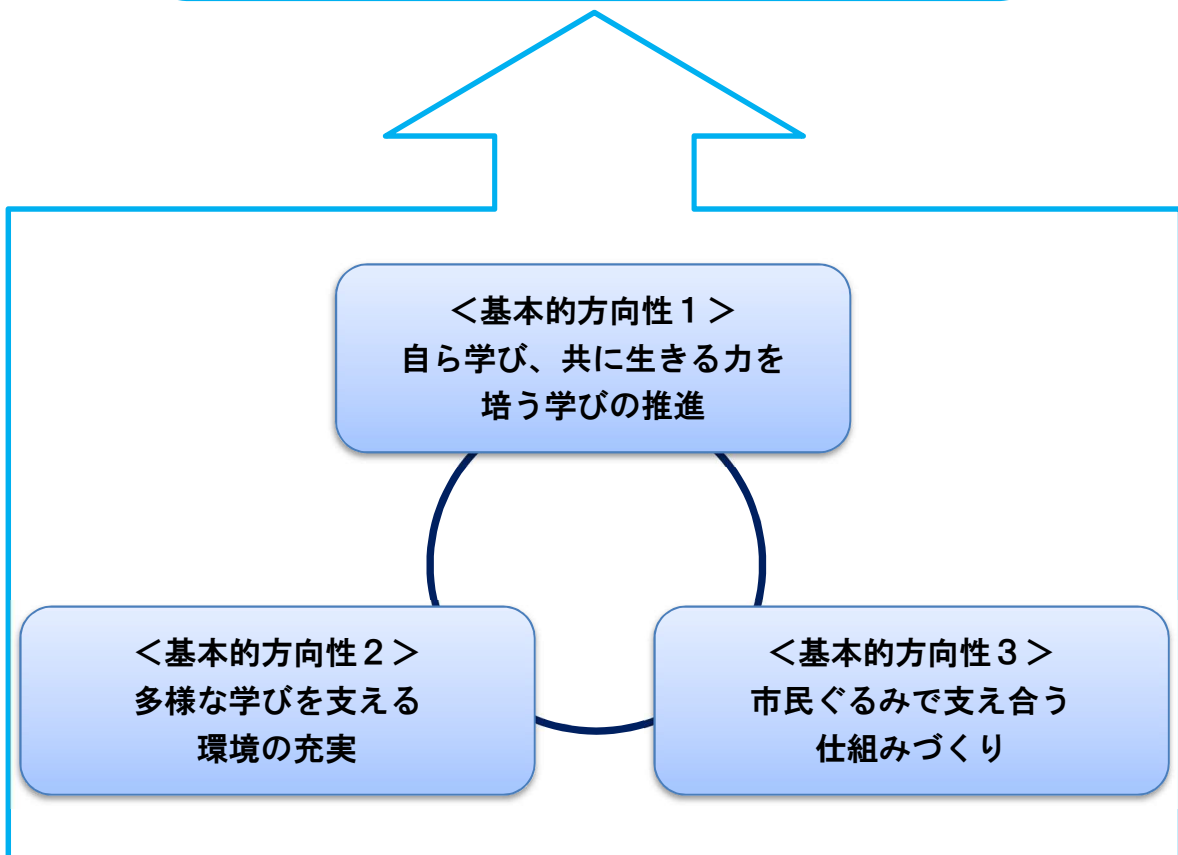
市民一人一人が、学びを仲立ちとして相互に連携・協力するとともに、この関係性が市内各所で定着して学びのコミュニティが形成されるよう、「市民ぐるみで支え合う仕組みづくり」に取り組めます。

札幌市の教育が目指す人間像

自立した札幌人

すなわち…

未来に向かって 創造的に考え、主体的に行動する人
心豊かで 自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人
ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人



アクションプラン編

第4章 札幌市教育アクションプラン（後期）

- 1 札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返り
 - 2 札幌市教育アクションプラン（後期）における重要項目
 - 3 札幌市教育アクションプラン（後期）の施策体系
 - 4 札幌市教育アクションプラン（後期）の具体的な施策展開
 - 基本的方向性1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進
 - 基本的方向性2 多様な学びを支える環境の充実
 - 基本的方向性3 市民ぐるみで支え合う仕組みづくり
 - 5 札幌市教育アクションプラン（後期）の成果指標
-
-

第4章 札幌市教育アクションプラン（後期）

1 札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返り

札幌市教育振興基本計画は、「教育委員会事務点検・評価⁹」を活用した進行管理により、毎年度、成果や課題を評価・検証しながら、着実に進めてきました。

札幌市教育アクションプラン（前期）では、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」を実現するため、3つの基本的方向性に沿って、14の基本施策を設定し、学校教育や生涯学習に係る様々な施策を展開することで、一定程度の成果や効果を得ることができました。

一方、個別の事業・取組に着目すると、過渡期のものや、更なる工夫・改善の余地があるほか、一部の成果指標で、現状値が、当初値に比べ目標値から遠ざかっているものがある状況となっています。

そのため、札幌市教育アクションプラン（後期）においては、札幌市教育アクションプラン（前期）の施策展開を基本とし、継続性・安定性の確保という教育の特性も勘案しながら、漸次的な改善等を加え、教育施策のより一層の充実・発展を目指す必要があります。

以下、札幌市教育アクションプラン（前期）の基本施策ごとに、「主な取組」「成果指標の動向」「今後の方向性」をまとめました。

成果指標の数値の説明

- 当初値：札幌市教育アクションプラン（前期）策定時の当初値
- 現状値：2018年10月までに把握できた最新値
- 目標値：札幌市教育アクションプラン（前期）で設定した目標値

基本的方向性1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進

基本施策1-1 自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進

子どもが、「学ぶ力¹⁰」や、将来にわたって自分らしく生きようとする意欲、心身ともに健康でたくましく生きるための体力等を身に付けることができるよう、様々な学習活動において、自ら学ぶ喜びを実感できる取組を推進しました。

《主な取組》

- 「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン¹¹」に基づき、指導方法等の工夫・改善を推進
- 市立札幌開成中等教育学校において、国際バカロレア¹²のプログラムを活用した課題探究的な学習¹³のモデル研究を推進し、その成果を他の市立学校に普及・啓発

⁹ 教育委員会事務点検・評価 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会の事務を点検・評価している。事務点検・評価に当たっては、学識経験者の知見を活用し、結果については、報告書として札幌市議会に提出するとともに、市民に公表している。

¹⁰ 学ぶ力 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力等のこと。

¹¹ さっぽろっ子「学ぶ力」の育成プラン 学校での学びの質を高め、家庭とも一体となって「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力等」の「学ぶ力」を育むことを目指した総合的な取組を示したもの。

¹² 国際バカロレア 国際バカロレア機構が定める、異文化に対する理解と尊敬を通じて、平和でより良い世界の実現のために貢献する、探究心、知識、思いやりのある若者の育成などを目的とした国際的な教育プログラムやその資格の総称。

¹³ 課題探究的な学習 自ら疑問や課題をもち、主体的に解決する学習。

- 「算数に一ごプロジェクト¹⁴」による小学校高学年の算数における少人数指導を推進
- 市立幼稚園等における実践研究を推進し、その成果を私立幼稚園等に普及・啓発
- 「さっぽろっ子『健やかな身体』の育成プラン¹⁵」に基づき、体育や健康に関する指導を充実
- オリンピアン・パラリンピオンの活用を通して、オリンピック・パラリンピック教育を推進
- 「特別外部指導者¹⁶」などの外部人材を活用して、中学校運動部活動の振興を推進
- 職業体験やインターンシップ¹⁷を通じて多様な職業に触れる機会を充実するなど進路探究学習を推進
- 「学校図書館司書¹⁸」の中学校への配置を進め、学校図書館を活用した教育活動を充実

《成果指標の動向》

「1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合」のうち、〔中2男〕以外の区分で目標値に到達しているのははじめ、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合」や「読書が好きな子どもの割合」においても、目標値に向かっている区分が多くなっています。

一方で、「将来の夢や目標をもっている子どもの割合」は、いずれの区分でも当初値に比べ目標値から遠ざかっています。

《今後の方向性》

子どもがより主体的に学ぶことができるよう、課題探究的な学習を取り入れるなど、授業改善の取組を更に進めるとともに、子どもが自分の将来を見据えて生きていくことができるよう、進路探究学習の充実を図ります。

また、子どもの運動習慣の定着化が見られる一方で、運動する子どもとしない子どもの二極化が依然として課題であり、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培う教育活動を充実させるとともに、外部人材の活用や、関係機関との連携などによる多様な教育活動を引き続き推進します。

| | 当初値 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------------------|--------|--------|----------|
| 難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合 | | | |
| 小6 | 71.2 % | 74.2 % | 76.0 % |
| 中3 | 65.7 % | 68.8 % | 72.0 % |
| 高2 | 61.0 % | 62.9 % | 67.0 % |
| 将来の夢や目標をもっている子どもの割合 | | | |
| 小6 | 85.7 % | 83.2 % | 89.0 % |
| 中3 | 71.5 % | 70.3 % | 77.0 % |
| 高2 | 75.9 % | 72.2 % | 79.0 % |
| 1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合 | | | |
| 小5男 | 7.7 % | 6.0 % | 7.0 %未満 |
| 小5女 | 19.3 % | 11.4 % | 18.0 %未満 |
| 中2男 | 13.1 % | 10.5 % | 8.5 %未満 |
| 中2女 | 35.8 % | 25.7 % | 30.0 %未満 |
| 読書が好きな子どもの割合 | | | |
| 小6 | 74.5 % | 77.5 % | 78.0 % |
| 中3 | 76.3 % | 76.4 % | 78.0 % |
| 高2 | 73.4 % | 72.2 % | 75.0 % |

基本施策1-2 共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進

子どもが、周囲に働きかけつながらろうとする態度を身に付けることができるよう、様々な学習活動において、共に生きる喜びを実感できる取組を推進しました。

《主な取組》

- 「特別の教科 道徳」の全面実施（小学校は2018年度、中学校は2019年度）に向けて、授業等の工夫・改善を推進

¹⁴ 算数に一ごプロジェクト 課題探究的な学習の充実の一環として、小学校高学年の算数を対象に25人程度の少人数指導を行うことで、学習への意欲や論理的思考力を高めることをねらうもの。

¹⁵ さっぽろっ子「健やかな身体」の育成プラン 生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに積極的に心身の健康の保持増進を図る資質や能力の育成を目指した総合的な取組を示したもの。

¹⁶ 特別外部指導者 顧問教諭と連携して運動部活動の指導を行うほか、顧問教諭が不在の時も指導ができる者。

¹⁷ インターンシップ 学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

¹⁸ 学校図書館司書 札幌市においては、学校図書館法第6条に規定される、「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による利活用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」を指す。

- 「札幌市いじめの防止のための基本的な方針¹⁹」を策定し、これに基づき、いじめの防止・早期発見・対処の取組を推進
- 「ピア・サポート²⁰」など、子どもの自己肯定感や自己有用感を高める取組を推進
- 障がいのある子どもとない子どもとが共に学ぶ機会を充実

《成果指標の動向》

「自分にはよいところがあると考えている子どもの割合」は、〔小6〕と〔中3〕については目標値に到達し、〔高2〕については目標値に向かっています。

「人の役に立つ人間になりたいと考えている子どもの割合」は、〔小6〕については目標値に向かっているものの、〔中3〕と〔高2〕については当初値に比べ目標値から遠ざかっています。

《今後の方向性》

子どもの自己肯定感や自己有用感を高めるなど、豊かな人間性や社会性を育む取組を一層推進します。

| | 当初値 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------------|--------|--------|--------|
| 自分にはよいところがあると考えている子どもの割合 | | | |
| 小6 | 73.3 % | 83.1 % | 78.0 % |
| 中3 | 67.4 % | 79.6 % | 76.0 % |
| 高2 | 65.9 % | 66.3 % | 74.0 % |
| 人の役に立つ人間になりたいと考えている子どもの割合 | | | |
| 小6 | 67.8 % | 71.9 % | 78.0 % |
| 中3 | 68.3 % | 68.0 % | 78.0 % |
| 高2 | 55.4 % | 49.3 % | 66.0 % |

基本施策1-3 ふるさと札幌のよさを実感し、豊かな創造力を育む学習活動の推進

子どもが、未来を切り拓く意欲をもちながら、多様な学びから新たな価値を生み出すことができるよう、札幌の自然環境・人的環境・文化的環境を生かした様々な学習活動を通して、ふるさと札幌への思いや、豊かな創造力を育む取組を推進しました。

《主な取組》

- 「雪」「環境」「読書」を中核テーマに、札幌ならではの教育活動を推進
- 「外国語指導助手（ALT）²¹」を活用した国際理解教育を全市立学校で推進
- 小学校での「英語専門教師²²」の位置付けを段階的に進め、英語教育推進体制を充実

《成果指標の動向》

「札幌には、好きな場所やものがあると答えた子どもの割合」は、〔小5〕と〔中2〕については目標値に到達していないものの、高い水準を維持していますが、〔高2〕については当初値に比べ目標値から遠ざかっています。

「外国の人と交流したいと思う子どもの割合」のうち、〔小5〕と〔高2〕については当初値に比べ目標値から遠ざかっています。

| | 当初値 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|
| 札幌には、好きな場所やものがあると答えた子どもの割合 | | | |
| 小5 | 90.8 % | 91.3 % | 95.0 % |
| 中2 | 84.3 % | 84.5 % | 90.0 % |
| 高2 | 84.0 % | 78.7 % | 90.0 % |
| 外国の人と交流したいと思う子どもの割合 | | | |
| 小5 | 80.7 % | 79.9 % | 85.0 % |
| 中2 | 62.6 % | 63.2 % | 68.0 % |
| 高2 | 68.5 % | 64.8 % | 73.0 % |

¹⁹ 札幌市いじめの防止のための基本的な方針 いじめ防止対策推進法第12条に規定される、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための札幌市における取組の基本的な方針。

²⁰ ピア・サポート ピアとは「仲間」、サポートとは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。

²¹ 外国語指導助手（ALT） Assistant Language Teacher の略。小学校における外国語活動や授業及び中・高等学校における外国語の授業において、日本人教師の補助を行う外国人。

²² 英語専門教師 小学校において、英語教育に関する年間指導計画の作成や、教材の整備、外国語指導助手（ALT）の活用、学習評価等をコーディネートする役割をもつ教員。

《今後の方向性》

札幌の特色を生かしながら、札幌のよさを実感できる取組を更に進めるほか、異文化を理解し、多様な人々と交流する態度や能力などの国際性を育む教育活動を充実させます。

基本施策1-4 一人一人が学び育つための特別支援教育の推進

障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、一人一人の特別な教育的支援のニーズに応じた指導や支援のほか、障がいのある子どもとない子どもとが共に学ぶ機会の充実に取り組みました。

《主な取組》

- 特別な教育的支援を要する子どもに対して学校生活上の支援を行う「学びのサポーター」や、身体的な補助を行う「介助アシスタント」などの外部人材の活用を推進
- 「個別の教育支援計画²³」を作成・活用し、一人一人のニーズに応じた指導や支援を推進
- 市立札幌豊明高等支援学校の学科を、卒業後の就労率向上を目指して再編
- 特別支援教育に関する相談について、申込みから実施までの待ち期間縮減のため、相談体制を強化
- 障がいのある子どもとない子どもとが共に学ぶ機会を充実

《成果指標の動向》

目標値に向かっているものの、まだ開きがあります。

| | 当初値 | 現状値 | 目標値 |
|---|--------|--------|-------|
| 特別な教育的支援を必要とする子どもの個別の教育支援計画を作成している幼稚園、学校の割合 | 59.3 % | 74.7 % | 100 % |

《今後の方向性》

「個別の教育支援計画」の作成・活用を一層推進するなど、一人一人の特別な教育的支援のニーズに応じた相談・支援の更なる充実を図ります。

基本施策1-5 継続的・自発的な学習活動を支援する総合的な生涯学習の推進

市民の自発的な学びや学び合いを支援・促進するとともに、市民が学んだ成果を地域の活動に生かせる機会の創出に取り組みました。

また、あらゆる世代が意欲的に学ぶための基礎となる読書活動への支援を進めました。

《主な取組》

- 「第3次札幌市生涯学習推進構想²⁴」を策定し、これに基づき、生涯学習支援を総合的に推進
- 「さっぽろ市民カレッジ²⁵」の講座を充実して、市民の多様な学びを支援
- 各図書館において、子どもが読書に親しむきっかけとなる発達の段階に応じた様々なプログラムを実施

²³ 個別の教育支援計画 子ども障がいの状態等に関わる情報を、その子どもに関わる様々な関係者が共有化できるよう、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担について計画するもの。

²⁴ 第3次札幌市生涯学習推進構想 時代の変化等に対応した生涯学習推進の基本的な考え方と方向性を改めて整理しなおし、これらに基づき関連施策を総合的・計画的・体系的に進めていることを目的としたもの。計画期間は、2017年度から概ね10年間。

²⁵ さっぽろ市民カレッジ まちづくりや産業の担い手の育成を進めるため、ボランティアや市民活動、まちづくり等を促進する「市民活動系」と、職業能力の向上や産業の育成・活性化を促進する「産業・ビジネス系」を柱に、「文化・教養系」を加えた学習プログラムを継続的かつ体系的に市民に提供する講座。

《成果指標の動向》

「さっぽろ市民カレッジの受講に満足している受講者の割合」は、目標値に向かっています。

「図書館の利用に満足している利用者の割合」は、目標値に到達しています。

《今後の方向性》

引き続き、市民ニーズを的確に捉えた学習機会の提供に努めるとともに、図書館におけるサービスの質の向上などに取り組みます。

| | 当初値 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------|--------|--------|--------|
| さっぽろ市民カレッジの受講に満足している受講者の割合 | 81.0 % | 85.1 % | 90.0 % |
| 図書館の利用に満足している利用者の割合 | 87.0 % | 91.4 % | 90.0 % |

基本施策1-6 学びの場の連携の推進

一貫性・連続性のある学びにより、子どもが個性や能力、興味・関心を継続して伸ばしていけるよう、各校種や大学、生涯学習関連施設などの学びの場の連携を推進しました。

《主な取組》

- 子どもが就学先・進学先の学校を体験できる機会を充実
- 小中一貫教育に係る実践研究を実施
- 市立札幌開成中等教育学校において中高接続と6年間の継続した学びを意識した研究を実施し、その成果を他の中学校や高等学校へ普及・啓発
- 市立札幌大通高等学校において「学社融合²⁶講座」を実施し、高校生と大人の多世代交流を推進

《成果指標の動向》

〔小学校〕と〔中学校〕については、目標値に到達していないものの、高い水準となっています。

〔高校〕については、目標値に到達しています。

《今後の方向性》

子どもの一貫性・連続性のある学びを充実するため、学びの場の連携を一層進めます。

| | 当初値 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|--------|--------|-------|
| 子どもが参加する校種間連携を実施している学校の割合 | | | |
| 小学校 | 74.8 % | 99.0 % | 100 % |
| 中学校 | 99.0 % | 91.7 % | 100 % |
| 高校 | 87.5 % | 100 % | 100 % |

※小学校→幼稚園や保育所等と連携している小学校の割合

※中学校→小学校と連携している中学校の割合

※高校→中学校と連携している高等学校の割合

基本的方向性2 多様な学びを支える環境の充実

基本施策2-1 安全・安心・環境に配慮した学校の整備

安心して子どもが学べるような体制づくりを行うとともに、自然環境や機能性などにも配慮した安全で信頼される学校づくりを進めました。

《主な取組》

- 「札幌市学校施設維持更新基本計画²⁷」を2016年3月策定し、これに基づき、学校施設の改築や長寿命化などを計画的に実施

²⁶ 学社融合 学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうという考え方。

²⁷ 札幌市学校施設維持更新基本計画 札幌市の学校施設整備の現状と課題を整理し、将来に大きな負担を先送りすることなく、学校施設を健全に保ち、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができる環境を形成することを目的としたもの。計画期間は、2015年度から30年間。

- 「スクールガード²⁸」による見守り活動など、子どもの登下校時の安全対策を推進
- 防災教育などの安全教育を充実

《成果指標の動向》

いずれの区分においても、目標値に到達していません。

| | 当初値 | 現状値 | 目標値 |
|---|--------|-------|-------|
| 子どもが自ら身を守ろうとする態度や能力を育む安全教育を実施した学校の割合 | | | |
| 小学校 | 87.6 % | 100 % | 100 % |
| 中学校 | 73.2 % | 100 % | 100 % |
| 高校 | 75.0 % | 100 % | 100 % |

《今後の方向性》

引き続き、子どもの防災意識を高める教育や、登下校時の安全対策を充実するとともに、子どもが安心して学び、生活できる学校施設の整備を進めていきます。

基本施策2-2 豊かな教育環境づくり

子ども一人一人の能力を伸ばし、社会において自立して生きる基礎を培うため、子どもの学びを支える豊かな教育環境づくりを進めました。

《主な取組》

- 中高一貫教育を行う「市立札幌開成中等教育学校」を2015年4月に開校
- 改築する小学校に、児童会館やまちづくりセンターなどを複合化する取組を推進
- 多様な職業コースを設定する「市立札幌みなみの杜高等支援学校」を2017年4月に開校
- 特別支援学級の拡充など、子どもができるだけ身近な地域で学ぶことができる環境づくりを推進
- 「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針²⁹」に基づき、学校規模適正化を推進

《成果指標の動向》

いずれの区分においても、目標値に到達していません。

| | 当初値 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------|--------|--------|--------|
| 市立小中学校における特別支援学級の整備率 | | | |
| 小学校 | 81.4 % | 92.6 % | 85.0 % |
| 中学校 | 65.7 % | 84.8 % | 70.0 % |

《今後の方向性》

子どもの多様な学びを実現することができるよう、引き続き、安全面や機能面などにも配慮した学校施設の整備に取り組むほか、特別な教育的支援を要する子どもが、できるだけ身近な地域で学ぶことができるよう、医療的ケア³⁰を含めた支援体制の充実を図るなど、豊かな教育環境づくりを進めます。

基本施策2-3 多種多様な学習環境の整備

市民が生涯にわたって学び続けることができるよう、多種多様な学習環境の整備に取り組みました。また、学校施設と生涯学習関連施設について、それぞれの機能を有機的に結び付け、より効果的な活用・交流ができる場として、充実を図りました。

²⁸ スクールガード 市立幼稚園・小学校・特別支援学校の校舎付近で、子どもの登下校時の見守り活動や、危険個所の巡視等を行うボランティア。

²⁹ 札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針 札幌市立小中学校の学校規模の現状、学校規模適正化の必要性、適正な学校規模、取組を進める上での基本的な考え方や手法などをまとめたもの。2018年4月に見直しを行った。

³⁰ 医療的ケア 一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為のこと。

《主な取組》

- 青少年科学館のプラネタリウムを2016年4月にリニューアルオープン
- 絵本専門の図書館として「札幌市えほん図書館」を2016年11月に開館
- 課題解決型図書館として「札幌市図書・情報館」を2018年10月に開館
- 中学校への「学校図書館司書」の配置を進め、学校図書館の機能を強化

《成果指標の動向》

「生涯学習関連施設の利用に満足している利用者の割合」については、目標値に到達していないものの、高い水準となっています。

「図書館の利用に満足している利用者の割合」は、目標値に到達しています。

| | 当初値 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------|--------|--------|--------|
| 生涯学習関連施設の利用に満足している利用者の割合 | 85.9 % | 86.0 % | 90.0 % |
| 図書館の利用に満足している利用者の割合（再掲） | 87.0 % | 91.4 % | 90.0 % |

《今後の方向性》

より身近な地域において市民の継続的・自発的な学習活動を支えるため、生涯学習センター³¹と図書館の連携を深めるとともに、各施設でのサービスや機能の向上を図るなど、多種多様な学習環境の整備を進めていきます。

基本施策2-4 教職員の資質・能力の向上

教育に関する諸課題に対応するため、教職員の専門的知識・技能を向上させるとともに、管理職のリーダーシップの下、組織的かつ効果的に教育活動を展開することができるよう、教職員の採用や人事、研修の工夫・改善に取り組みました。

《主な取組》

- 教員採用候補者選考検査において、4月1日以降の採用枠の新設や、資格等による免除措置の拡大などを通じ、多様な人材の採用を推進
- 実効性・専門性の高い研修を計画的に実施

《成果指標の動向》

目標値に届いていないものの、高い水準となっています。

| | 当初値 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------|--------|--------|-------|
| 研修の成果を活用できると答えた教職員の割合 | 94.7 % | 98.9 % | 100 % |

《今後の方向性》

ますます複雑化・多様化する教育課題に適切に対応できるよう教職員の資質・能力の一層の向上を図ります。また、教職員が能力を発揮し、子ども一人一人と向き合いながら教育活動に専念できるよう、業務の適正化などに取り組みます。

基本施策2-5 学びのセーフティネットの充実

いじめや不登校、保護者の経済的な事情など様々な要因により、学校での学びに不安や悩みを抱える子どもが、安心して学び、成長していくことができるよう、問題発生未然防止に努めるとともに、子ども一人一人の状況に応じた適切な支援体制の充実を図りました。

³¹ 生涯学習センター 市民の様々な生涯学習活動を支援することを目的とした施設。436人収容可能なホールをはじめ、演劇や音楽の練習スタジオ、図書の閲覧やデジタル映像ソフトの視聴が可能なメディアプラザ、陶芸室、茶室など、幅広い学習ニーズに対応できる設備と機能がある。

《主な取組》

- 「スクールカウンセラー³²」の配置時間を拡充して、子どもの状況に応じた支援を充実
- 「スクールソーシャルワーカー³³」を増員し、関係機関等と連携した、子ども及び家庭への支援を充実
- 「相談支援パートナー³⁴」を活用して、不登校やその心配のある児童生徒に対する校内の別室での支援などを充実
- 教育支援センター³⁵を2か所に拡大して、不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた支援を充実
- 就学援助の一部の支給費目について支給時期等を見直し

《成果指標の動向》

「いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合」のうち、〔小学校〕と〔中学校〕については目標値に向かっていきます。〔高校〕については目標値に到達しています。

「不登校児童生徒の在籍率」は、当初値に比べ目標値から遠ざかっています。

| | 当初値 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------------------|--------|--------|----------|
| いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合 | | | |
| 小学校 | 92.1 % | 93.9 % | 95.0 % |
| 中学校 | 82.2 % | 86.5 % | 88.0 % |
| 高校 | 80.7 % | 88.8 % | 86.0 % |
| 不登校児童生徒の在籍率 | | | |
| | 1.20 % | 1.76 % | 1.10 %未満 |

《今後の方向性》

引き続き、早期からの継続したきめ細かな支援などにより、学びのセーフティネットの一層の充実を図っていきます。

基本施策2-6 学校における情報化の推進

学校において、ICTを最大限に活用することによって、教育の質を向上することができるよう、ICT機器や教材の整備を進めるとともに、校務支援システム³⁶を活用して、校務の効率化を推進しました。

《主な取組》

- コンピュータ教室のタブレット端末³⁷や、教員の授業用タブレット端末などの機器整備を推進
- デジタル教科書などの教材整備を推進
- 校務支援システムの更新に当たり、機能改善等を行うことで、校務の効率化を一層推進

《成果指標の動向》

目標値に向かっていくものの、まだ開きがあります。

| | 当初値 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------------|--------|--------|--------|
| 授業や校務にICTを効果的に活用できる教員の割合 | | | |
| | 65.0 % | 71.6 % | 77.0 % |

³² **スクールカウンセラー** 子どもの不安や悩みの相談に当たるとともに、保護者・教員などに対し、子どもとの関わりについての助言・支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

³³ **スクールソーシャルワーカー** 教育と福祉の両面に関する専門的な知識や技術を活用し、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、問題を抱えた子どもを取り巻く環境の改善に向けて支援する専門家。

³⁴ **相談支援パートナー** 不登校やその心配のある子どもに対し、教職員と協力しながら、登校に向けた支援や別室での学習支援などを行うボランティア。

³⁵ **教育支援センター** 不登校の小中学生を対象に、学校以外の場において、学校への復帰及び将来的な社会的自立に向けた支援をするため設置されたもの。札幌市では、教育支援センター宮の沢、教育支援センター白石を設置。

³⁶ **校務支援システム** 学校における子どもの情報をデータ化し、成績処理、履修管理、学籍管理、保健管理、学校徴収金管理、各種名簿の作成、日常生活の把握などの学校業務（校務）を効果的に行うためのシステム。

³⁷ **タブレット端末** コンピュータの種類の一つで、タブレット(平板)型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先をあてながら操作することができる端末。ノートパソコンより小さくて軽く片手で持ちながら利用できる。着脱式のキーボードを付けることができるタイプのものもある。

《今後の方向性》

引き続き、ICT機器やデジタル教材の整備を進めるとともに、教育活動に効果的に活用できるよう、教員のICT活用指導力の向上を図ります。

基本的方向性3 市民ぐるみで支え合う仕組みづくり

基本施策3-1 地域と学校が支え合う仕組みづくり

社会全体で子どもを支えていくため、地域に開かれた学校づくりや、地域住民、企業、大学等の教育機関などがもつ人的資源や技能などの地域の教育力を生かした学習環境づくりを進め、地域と学校との双方向の結び付きの強化を図りました。

《主な取組》

- 「サッポロサタデースクール³⁸」の実施校を拡大して、地域と学校の連携を強化
- 学校図書館を地域に開放する学校を増やして、地域住民の生涯学習・多世代交流の場づくりを推進
- 「市立高校コンシェルジュ³⁹」のコーディネートにより、市立高等学校の教育活動などにおける地域人材の活用を推進
- 各園・学校における様々な教育活動でボランティアの活用を推進

《成果指標の動向》

いずれの区分についても、目標値に到達していないものの、高い水準となっています。

《今後の方向性》

引き続き、地域の教育力を生かしながら、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めます。

当初値 現状値 目標値

保護者や地域の人の学校支援ボランティア活動を学校の教育水準の向上に効果的に活用している学校の割合

| | | | |
|-----|--------|--------|--------|
| 小学校 | 91.1 % | 91.2 % | 95.0 % |
| 中学校 | 74.5 % | 81.8 % | 88.0 % |

基本施策3-2 家庭の教育力を高める仕組みづくり

保護者同士の交流や学び合いの推進により、家庭の教育力の向上を図り、子どもの学習環境を整えました。また、親子が共に学び、触れ合う機会を創出しました。

《主な取組》

- 「家庭教育学級⁴⁰」の開催により、保護者同士の交流や学び合いを推進
- 「親育ち応援団⁴¹」における講演会などの開催により、家庭教育に関する意識啓発を推進
- 「さっぽろっ子『学び』のススメ⁴²」を活用しながら、各園・学校と家庭とが連携して、子どもの習慣づくりを推進

³⁸ サッポロサタデースクール 地域の教育力の向上を図るとともに、地域と学校の連携の仕組みを整えることを目的に、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用した学習支援や地域の伝統文化体験活動等のプログラムを、土曜日や学校の長期休業中に学校施設等を活用して実施する事業。

³⁹ 市立高校コンシェルジュ 学校が新たな取組を実践するに当たり、外部人材と学校とをつなぐための調整役を果たしたり、学校の取組の成果を広く市民に情報発信したりする機能をもった組織や人材。

⁴⁰ 家庭教育学級 家庭における教育力の向上を図ることを目的に、幼稚園、小学校、中学校を単位として、親等が子どもとの接し方や親としての役割などについて自主的に学習する事業。

⁴¹ 親育ち応援団 講演会などを通じて、子育て中の親等を対象に、生活習慣やしつけ等に関する知識や技術習得などの情報発信や助言等を行う事業。

⁴² さっぽろっ子「学び」のススメ 学校と家庭が一体となって子どもの学習習慣・運動習慣・生活習慣づくりを支える指針を示した、家庭向けリーフレット。

《成果指標の動向》

〔小6〕については、当初値に比べ目標値に向かっていています。〔中2〕については、目標値に到達していています。

《今後の方向性》

引き続き、家庭教育力の向上を図るとともに、親子が共に成長できる機会の創出に取り組みます。

| | 当初値 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------------|--------|--------|--------|
| 家の人と学校での出来事について話をする子どもの割合 | | | |
| 小6 | 74.3 % | 78.8 % | 80.0 % |
| 中2 | 65.9 % | 74.8 % | 70.0 % |

2 札幌市教育アクションプラン（後期）における重要項目

前述した教育を取り巻く現状や、札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返りを踏まえ、札幌市教育アクションプラン(後期)において特に力を入れて取り組む重要項目を設定しました。

重要項目1 「学ぶ力」の育成

- 新学習指導要領等で、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通じて、子どもに生きる力を培うことが求められています。
- 札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返りを踏まえ、子どもがより主体的に学ぶことができるよう、課題探究的な学習を取り入れた授業改善を推進する必要があります。

重要項目2 「健やかな身体」の育成

- 新学習指導要領で、オリンピック・パラリンピックに関する指導として、子どもがスポーツの意義や価値等に触れることができるようにすることが求められています。
- 札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返りを踏まえ、引き続き、子どもに生涯を通じて運動に親しむための基礎を培う必要があります。

重要項目3 命を大切にす指導の充実

- 「特別の教科 道徳」などにより、子どもに自分や他者の生命を尊重する態度を育む教育を充実させることが求められています。
- 札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返りを踏まえ、子どもの自己肯定感や自己有用感を育む教育を充実させる必要があります。

重要項目4 進路探究学習の充実

- 技術革新の加速などによる産業構造の変化に対応して、子どもの勤労観・職業観を育む必要があります。
- 札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返りを踏まえ、子どもが将来に希望をもち自分らしい生き方を実現できるようになるための取組を充実させる必要があります。

重要項目5 札幌らしさを生かした学習活動の推進

- 「学ぶ力」「健やかな身体」「豊かな心」の調和のとれた学びの推進には、札幌の豊かな自然環境・人的環境・文化的環境を学習活動に生かすことが有効です。
- 札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返りを踏まえ、札幌の特色を生かしながら、札幌のよさを実感できる取組を一層進める必要があります。

重要項目6 国際性を育む学習活動の推進

- グローバル化の進展を背景に、新学習指導要領において、小学校3・4年生で「外国語活動」、5・6年生で「外国語科」が導入されるなど、外国語教育の充実が求められています。
- 札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返りを踏まえ、子どもが異文化を理解し、多様な人々と交流できる態度や能力を身に付けることができる教育を充実させる必要があります。

重要項目7 生涯学習環境・体制づくり

- 人々のライフスタイルが多様化する中、誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも学ぶことができるよう、市民の学習活動の拠点となる生涯学習関連施設の活用などが求められています。
- 札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返りを踏まえ、生涯学習センターと図書館の連携を深めることなどを通じて、より身近な地域における市民の学習活動を支える環境づくりに取り組む必要があります。

重要項目8 安心して学ぶための支援

- 「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」で、不登校児童生徒などへの支援の充実が求められています。
- 子どもの貧困対策が急務となっており、専門的人材の活用などを通じた、子どもやその家庭に対する支援の充実が求められています。
- 札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返りを踏まえ、不安や悩みを抱える子どもへの支援を充実させる必要があります。

重要項目9 地域に開かれた園・学校づくり

- 新学習指導要領等で、園・学校と家庭、地域が一体となって子どもに「生きる力」を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。
- 札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返りを踏まえ、地域の教育力をこれまで以上に活用しながら、取組を進める必要があります。

3 札幌市教育アクションプラン（後期）の施策体系

前述した教育を取り巻く現状や、札幌市教育アクションプラン（前期）の振り返りを踏まえ、2019年度からの5年間で取り組む教育施策を示すアクションプランを設定しました。

| 基本的方向性 | 基本施策 | 施策 | | |
|-----------------------|-----------------------------------|---------------------------|-----------------------------|----|
| 1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進 | 1 自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進 | 1 「学ぶ力」の育成 | 重要 | |
| | | 2 幼児期の教育の充実 | | |
| | | 3 「健やかな身体」の育成 | 重要 | |
| | | 4 科学的リテラシーの育成 | | |
| | | 5 進路探究学習の充実 | 重要 | |
| | | 6 生涯にわたる学習の基盤となる資質・能力の育成 | | |
| | 2 共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進 | 1 命を大切にしている指導の充実 | 重要 | |
| | | 2 豊かな人間性や社会性を育む学習活動の推進 | | |
| | | 3 未来へつなげる思いを育む学習活動の推進 | | |
| | 3 ふるさと札幌のよさを生かした、豊かな創造力を育む学習活動の推進 | 1 札幌らしさを生かした学習活動の推進 | 重要 | |
| | | 2 国際性を育む学習活動の推進 | 重要 | |
| | 4 特別支援教育の充実 | 1 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育の充実 | | |
| | | 2 早期からの継続した相談・支援の充実 | | |
| | 5 生涯にわたる継続的・自発的な学習活動の推進 | 1 多様なニーズに応じた生涯学習活動の推進 | | |
| | 6 一貫性・連続性のある教育活動の充実 | 1 校種間連携の推進 | | |
| | 2 多様な学びを支える環境の充実 | 1 安全・安心で豊かな教育環境づくり | 1 学校教育環境の整備・充実 | |
| | | | 2 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育環境の整備 | |
| | | | 3 学校図書館の機能強化 | |
| 4 安全・安心な学校給食の提供 | | | | |
| 5 安全教育と子どもの安全管理の推進 | | | | |
| 2 生涯学習を支える環境づくり | | 1 生涯学習環境・体制づくり | 重要 | |
| 3 教職員が力を発揮できる環境づくり | | 1 教職員の資質・能力の向上 | | |
| | | 2 教職員が質の高い教育活動を実現できる環境づくり | | |
| 4 学びのセーフティネットの充実 | | 1 安心して学ぶための支援 | 重要 | |
| | | 2 学びを支える経済的支援 | | |
| 5 教育の情報化の推進 | | 1 教育活動におけるICT活用の推進 | | |
| | | 2 校務の情報化の推進 | | |
| 3 市民ぐるみで支え合う仕組みづくり | | 1 園・学校と家庭、地域が支え合う仕組みづくり | 1 地域に開かれた園・学校づくり | 重要 |
| | | | 2 地域の教育力の活用 | |
| | | | 3 親子の育ちの支援 | |

※ **重要** は、前ページで示した重要項目に関連する施策です。

4 札幌市教育アクションプラン（後期）の具体的な施策展開

札幌市教育ビジョンに沿って具体的に展開する施策を示します。

表記等の説明

- 他の施策にも関連する事業・取組には、(X-X-Xにも掲載)と記載しています。なお、「X」は左から順に、**基本的方向性、基本施策、施策の番号**を示しています。
- 事業・取組の主な対象者の範囲は、以下の4つに分類し、該当するものに着色しています。
 - 就学前教育：就学前の子ども
 - 義務教育：小学校・中学校の在籍者
 - 高等学校教育：高等学校の在籍者
 - 生涯学習：幼児から高齢者までのあらゆる年代の人

基本的方向性1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進

基本施策1-1 自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進

子どもに、「学ぶ力」や「健やかな身体」などを育むことができるよう、様々な学習活動において、自ら学ぶ喜びを実感できる取組を推進します。

●施策1-1-1 「学ぶ力」の育成 重要

分かる・できる・楽しい授業や課題探究的な学習の推進などを通して、「学ぶ力」の3要素である「学ぶ意欲（主体的に学習に取り組む態度）」「学んだ力（基礎的・基本的・技能）」「活かす力（思考力・判断力・表現力等）」をバランスよく育みます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|------------------------------------|---|------|--------|------|
| 1 | 「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進 | 各学校がそれぞれの実情に応じたプログラムを作成・実行し、分かる・できる・楽しい授業の推進を図ります。また、子どもの望ましい習慣づくりを推進するため、「さっぽろっ子『学び』のススメ」を活用しながら、家庭や地域との連携を一層深めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 課題探究的な学習に係るモデル研究の推進 (1-3-2にも掲載) | 市立札幌開成中等教育学校における国際バカロレアのプログラム及びICTを活用したモデル研究を推進し、その成果を全ての市立学校に普及・啓発します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 「算数にーごープロジェクト」の推進 | 課題探究的な学習の充実の一環として、小学校高学年の算数で、個に応じた手厚い指導により学習への意欲や論理的思考力を高めるため、25人程度の少人数指導の充実を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

| | | | | | |
|---|---------------------------------|--|------|--------|------|
| 4 | 「札幌市教育研究推進事業」の充実 (2-3-1にも掲載) | 札幌市内の小中学校等の教職員が学校の枠を越えて集い、相互の授業公開を中心とした実践的な研究を進めるとともに、各学校の校内研究を支援します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 5 | 市立高等学校の連携による特色ある科目履修の推進 | 市立高等学校において、入学後の生徒の興味・関心の変化などに柔軟に対応するため、他の市立高等学校で行われる特色ある科目等を履修できる取組を推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策1-1-2 幼児期の教育の充実

私立幼稚園や認定こども園・保育所等の関係機関と連携し、幼児期の子どもに、遊びを通して健やかな身体、豊かな心、学ぶ力など、生きる力の基礎を育みます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|-------------------------------------|--|------|--------|------|
| 1 | 市立幼稚園等における実践研究の推進 | 幼児期の質の高い教育を推進するため、市立幼稚園等において、大学や私立幼稚園等と連携した実践研究に取り組みます。また、その成果について、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所等への普及・啓発を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 幼児教育の質的向上を図るための研修の充実 (2-3-1にも掲載) | 大学等と連携して幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高めるための研修を実施するほか、私立幼稚園等のニーズに応じた出前講座などを実施します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 幼保小連携の推進 (1-4-2、1-6-1にも掲載) | 幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者等が一同に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で開きます。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かせるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を充実させます。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | 市立幼稚園の在り方に係る検討 | 札幌市全体で、質の高い幼児教育を一層推進するため、時代の変化や社会的ニーズ、これまでの実践研究の成果・課題を踏まえた、市立幼稚園の役割や機能の在り方について検討します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策1-1-3 「健やかな身体」の育成 重要

生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、積極的に心身の健康の保持増進を図る資質や能力を育みます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|--|--|------|--------|------|
| 1 | 「さっぽろっ子『健やかな身体』の育成プラン」の推進 | 各学校がそれぞれの実情に応じたプログラムを作成・実行し、体育・健康に関する指導の充実に取り組みます。また、子どもの運動習慣づくりや健康三原則（運動・食事・睡眠）への意識向上を図るため、「さっぽろっ子『学び』のススメ」を活用しながら、家庭や地域との連携を一層深めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | オリンピック・パラリンピック教育の推進 (1-2-2、1-3-2にも掲載) | オリンピック・パラリンピックの理念に基づき、子どものスポーツへの関心を高めるとともに、多様な人々と共生する気持ちを育むため、オリンピック・パラリンピアン の学校への派遣や、「札幌オリンピックミュージアム」などの施設の活用などを通じてオリンピック・パラリンピック教育を推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 中学校運動部活動における外部人材の活用 (2-3-2にも掲載) | 中学校運動部活動の振興のため、単独で、または、顧問教諭と連携して部活動の指導に当たる外部人材の活用を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | 「雪」に関する学習活動の推進 (1-3-1にも掲載) | 雪に親しみ共生しようとする心情を育み、雪のある暮らしに関する理解を促すため、各園・学校において、スキーを中心としたウィンタースポーツを体験する機会を充実するなど、発達の段階に応じた「雪」に関する学習活動を推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 5 | 食に関する指導の推進 | 地産地消 ⁴³ や「さっぽろ学校給食フードリサイクル ⁴⁴ 」の取組を生かしながら、給食時間及び教科等を通じて、食に関する指導を効果的に行います。また、食育に関する家庭への啓発を実施します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 6 | 学校保健の充実 | 各園・学校における保健教育・保健管理をより効果的に進めるため、関係機関との連携により、保健指導や健康相談に活用できる情報の収集や資料の作成を進め、各園・学校への普及・啓発を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

⁴³ 地産地消 地域生産・地域消費の略語。地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。

⁴⁴ さっぽろ学校給食フードリサイクル 食育・環境教育の一つとして、学校給食の調理くずや食べ残しを堆肥化し、その堆肥で栽培した作物を、小・中学校、特別支援学校の学校給食で提供する取組。

●施策1-1-4 科学的リテラシーの育成

理科の学習における「予想や仮説を基に観察・実験を行い、その結果から考察する」というサイクルを通して、科学的リテラシー⁴⁵を培います。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|---------------------------------|--|------|--------|------|
| 1 | 青少年科学館における理科教育の充実 | 青少年科学館の特長を生かした授業展開例「理科授業プログラム」の活用などにより、青少年科学館における理科教育を充実させます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 「観察実験アシスタント」の活用 (2-3-2にも掲載) | 小学校における理科授業の充実を図るため、理科室などの環境整備や観察・実験を中心とした理科授業の支援等を行う「観察実験アシスタント」の活用を進めます。また、観察実験アシスタントを活用した実践研究を行い、その成果を各学校に普及・啓発します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 観察・実験を中心とした研修の充実 (2-3-1にも掲載) | 子どもの科学的リテラシーの育成に関する指導力向上を図るため、青少年科学館等の専門機関等と連携し、観察・実験を中心とした専門性の高い研修を行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策1-1-5 進路探究学習の充実 重要

主体的に自己の進路を選択するとともに、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための資質や能力を育みます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|------------------------------------|---|------|--------|------|
| 1 | 小中学校における進路探究学習の充実 (3-1-2にも掲載) | 子どもが将来に希望をもち、自分の生き方や進路について考えることができるよう、小学校段階で地域の企業等と連携した職場見学や職業体験などを推進するほか、中学校段階において職場体験学習や、各種専門学校等と連携した職業体験講座「進路探究学習オリエンティング」などを充実させます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 市立高等学校における進路探究学習の充実 (3-1-2にも掲載) | 自分らしい生き方を考えるきっかけとして、将来の夢やそれに向けた高校生活の送り方などを生徒同士が語り合う「進路探究セミナー」を実施します。また、大学や企業等との連携・協働を一層進め、生徒が大学の授業体験やインターシップ、職場体験等をできる機会を充実させます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

⁴⁵ 科学的リテラシー 科学的な考えをもち、科学に関連する諸問題に関与する能力。例えば、現象を科学的に説明したり、データを科学的に解釈して結論を導き出したりするなどの能力であり、身に付けることで、科学やテクノロジーに関する筋の通った議論に自ら進んで携わることができるもの。(「OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA) 2015 年調査」の「科学的リテラシーの定義」を要約)

| | | | | | |
|---|---|---|------|--------|------|
| 3 | 特別支援学級・特別支援学校における進路探究学習の充実 (3-1-2にも掲載) | 小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の社会的自立への自覚や意欲等を高めるため、地域や関係機関、企業等と連携を図りながら、子どもの実態に応じた職場見学や職業体験などを充実させます。また、職業学科のある特別支援学校高等部の生徒が、卒業後の就労につながる実践的な力を身に付けることができるよう、産業現場実習や企業での研修などを充実させます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策1-1-6 生涯にわたる学習の基盤となる資質・能力の育成

生涯にわたる学習を支える感性、表現力、創造力及び情報活用能力などを育みます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|--|--|------|--------|------|
| 1 | 「読書」に関する学習活動の推進 (1-3-1、2-1-3、2-3-2にも掲載) | 子どもの読書活動の充実を図るため、授業における学校図書館等の活用や全校一斉読書など、各園・学校における取組を一層進めます。また、学校図書館司書を全ての中学校に配置し、その専門的な知識・経験を生かして、より組織的・効果的な学校図書館の活用を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 情報教育の充実 | 子どもの情報活用能力の一層の向上を図るため、ICT機器等を有効活用した学習や情報モラルに関する学習などを充実させます。また、様々な教科等におけるプログラミング教育 ⁴⁶ を通じて子どもの論理的思考力の向上を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 生涯学習関連施設における体験学習の充実 (1-2-2、1-5-1にも掲載) | 青少年山の家や青少年科学館などにおいて、あらゆる世代の人々の主体的な活動を促し、創造力やコミュニケーション能力などを育むための体験プログラムの充実を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

⁴⁶ プログラミング教育 子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの。

基本施策 1-2 共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進

子どもが周囲に働きかけつなごうとする態度を身に付けることができるよう、様々な学習活動において、周りの環境や他者と共に生きる喜びを実感できる取組を推進します。

●施策 1-2-1 命を大切にする指導の充実 重要

命をかけがえのないものであることを理解し、自分や他者の生命を尊重することができるよう指導の充実を図ります。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|--|--|------|--------|------|
| 1 | 道徳教育の充実 (1-2-2にも掲載) | 子どもが自分の命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識などを身に付けることができるよう、「特別の教科 道徳」の時間や日常の園・学校での生活を通して、発達の段階に応じた道徳教育の充実を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 子どもを共感的に理解するための教員研修等の充実 (2-3-1にも掲載) | いじめ・自殺予防の観点で踏まえ、教職員がゲートキーパー ⁴⁷ としての資質・能力を身に付けることができるよう、子どもの心情や行動・言動等を共感的に理解するための研修等を充実させます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策 1-2-2 豊かな人間性や社会性を育む学習活動の推進

互いの個性や多様性を認め合い、支え合いながら、共によりよく生きようとする態度を育みます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|------------------------|--|------|--------|------|
| 1 | 道徳教育の充実 (1-2-1にも掲載) | 子どもが自分の命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識などを身に付けることができるよう、「特別の教科 道徳」の時間や日常の園・学校での生活を通して、発達の段階に応じた道徳教育の充実を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 民族・人権教育の推進 | 民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 性に関する指導の充実 | 性に関する正しい知識や自他を尊重する態度を育むため、産婦人科医等による専門的な講義や講演を取り入れた授業等を行うとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

⁴⁷ ゲートキーパー 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ見守る人。

| | | |
|---|---|--|
| 4 | 子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 | 子どもが自他の権利の尊重について学び、児童会・生徒会活動に主体的に参加することや、「ピア・サポート」の取組などを推進します。 |
| | | 就学前教育 義務教育 高等学校教育 生涯学習 |
| 5 | オリンピック・パラリンピック教育の推進 (1-1-3、1-3-2にも掲載) | オリンピック・パラリンピックの理念に基づき、子どものスポーツへの関心を高めるとともに、多様な人々と共生する気持ちを育むため、オリンピック・パラリンピアン の学校への派遣や、「札幌オリンピックミュージアム」などの施設の活用などを通じてオリンピック・パラリンピック教育を推進します。 |
| | | 就学前教育 義務教育 高等学校教育 生涯学習 |
| 6 | ボランティア活動等の体験的な学習の充実 | 子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、発達の段階に応じた多様な人々との 触れ合いやボランティア活動等の体験的な学習を充実させます。 |
| | | 就学前教育 義務教育 高等学校教育 生涯学習 |
| 7 | 自然体験活動の充実 (1-3-1にも掲載) | 子どもの自主性やコミュニケーション能力を高めるため、「林間学校 ⁴⁸ 」や「なか よし探検隊 ⁴⁹ 」において、発達の段階に応じた自然体験活動の充実を図ります。 |
| | | 就学前教育 義務教育 高等学校教育 生涯学習 |
| 8 | 生涯学習関連施設における体験学習の充実 (1-1-6、1-5-1にも掲載) | 青少年山の家や青少年科学館などにおいて、あらゆる世代の人々の主体的な 活動を促し、創造力やコミュニケーション能力などを育むための体験プログラムの 充実を図ります。 |
| | | 就学前教育 義務教育 高等学校教育 生涯学習 |
| 9 | 障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の充実 (1-4-1、3-1-1にも掲載) | 特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小中学校で学ぶ機会を 充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を 推進します。 |
| | | 就学前教育 義務教育 高等学校教育 生涯学習 |

●施策1-2-3 未来へつなげる思いを育む学習活動の推進

世界の人々や次世代への思いをもって、平和や環境と自分との関係性を考え、よりよく生きようとする態度を育みます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | 内容・主な対象範囲 |
|----------------------------------|--|
| 1 「環境」に関する学習活動の推進 (1-3-1にも掲載) | よりよい環境を創造しようとする心を育むため、ごみの減量や節電、節水など環境保全に関する各園・学校の取組を推進します。また、市内及び近郊における農業体験機会の充実を図ります。 |
| | 就学前教育 義務教育 高等学校教育 生涯学習 |
| 2 平和に関する学習の推進 | 平和な社会の形成に参画する資質や態度を育むため、戦争体験講話を集めた学習資料を活用した授業などを推進します。 |
| | 就学前教育 義務教育 高等学校教育 生涯学習 |

⁴⁸ 林間学校 夏季と冬季に、小学校や野外教育施設などを会場として、札幌市の豊かな自然環境を生かした様々な野外活動プログラムを行う事業。

⁴⁹ なかよし探検隊 地域資源を生かした自然体験活動等を通して、幼児と児童が交流を深め、学び合う事業。

基本施策 1-3 ふるさと札幌のよさを生かした、

豊かな創造力を育む学習活動の推進

子どもが、未来を切り拓く意欲をもちながら、多様な学びから新たな価値を生み出すことができるよう、札幌の豊かな自然環境・人的環境・文化的環境を生かした様々な学習活動を通して、ふるさと札幌への思いや願いを心に抱きつつ、豊かな創造力を育む取組を推進します。

●施策 1-3-1 札幌らしさを生かした学習活動の推進

重要

「雪」「環境」「読書」の3つのテーマを中核とした「札幌らしい特色ある学校教育」を各園・学校で推進するなど、子どもの札幌のまちに根差した豊かな人間性や創造力、情操を育みます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|--|---|------|--------|------|
| 1 | 「雪」に関する学習活動の推進 (1-1-3にも掲載) | 雪に親しみ共生しようとする心情を育み、雪のある暮らしに関する理解を促すため、各園・学校において、スキーを中心としたウィンタースポーツを体験する機会を充実するなど、発達の段階に応じた「雪」に関する学習活動を推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 「環境」に関する学習活動の推進 (1-2-3にも掲載) | よりよい環境を創造しようとする心を育むため、ごみの減量や節電、節水など環境保全に関する各園・学校の取組を推進します。また、市内及び近郊における農業体験機会の充実を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 「読書」に関する学習活動の推進 (1-1-6、2-1-3、2-3-2にも掲載) | 子どもの読書活動の充実を図るため、授業における学校図書館の活用や全校一斉読書など、各園・学校における取組を一層進めます。また、学校図書館司書を全ての中学校に配置し、その専門的な知識・経験を生かして、より組織的・効果的な学校図書館の活用を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | 「ふるさと札幌」を学ぶ機会の充実 | 札幌の特色を生かした体験的な活動など、札幌の歴史・文化・自然・環境・公共・未来等への理解を深める学習を充実させます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 5 | 文化・芸術体験の充実 | 札幌コンサートホール Kitara や札幌芸術の森、本郷新記念札幌彫刻美術館を活用し、市内の小学生が音楽鑑賞や美術鑑賞、制作体験などに取り組むことを通して、文化芸術を愛する心や感性を育むとともに、豊かな情操を培います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 6 | 自然体験活動の充実 (1-2-2にも掲載) | 子どもの自主性やコミュニケーション能力を高めるため、「林間学校」や「なかよし探検隊」において、発達の段階に応じた自然体験活動の充実を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策1-3-2 国際性を育む学習活動の推進 重要

日本の伝統と文化を理解し大切にするとともに、世界の人々の多様な文化や生活習慣、価値観を理解し尊重する態度など、国際社会で信頼と尊敬を得るにふさわしい資質・能力を育みます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|--|---|------|--------|------|
| 1 | 国際理解に関する体験的な活動の推進 | 日本の伝統・文化に触れたり、外国の人々と交流したりするなどの体験的な活動を推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 英語専門教師による小学校の英語教育推進体制の充実 | 各小学校において、英語専門教師が、英語教育に関する年間指導計画の作成や、教材の整備、外国語指導助手(ALT)の活用、学習評価等をコーディネートします。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 外国語指導助手(ALT)の活用 | 異文化を理解し協調する態度やコミュニケーション能力を育むため、外国語活動及び外国語の授業における外国語指導助手(ALT)の活用を推進するとともに、より効果的な活用について、工夫・改善を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | オリンピック・パラリンピック教育の推進 (1-1-3、1-2-2にも掲載) | オリンピック・パラリンピックの理念に基づき、子どものスポーツへの関心を高めるとともに、多様な人々と共生する気持ちを育むため、オリンピック・パラリンピアンへの派遣や、「札幌オリンピックミュージアム」などの施設の活用などを通じてオリンピック・パラリンピック教育を推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 5 | 課題探究的な学習に係るモデル研究の推進 (1-1-1にも掲載) | 市立札幌開成中等教育学校における国際バカロレアのプログラム及びICTを活用したモデル研究を推進し、その成果を全ての市立学校に普及・啓発します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

基本施策 1-4 特別支援教育の充実

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「共生社会」の形成に向けて、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、可能な限り障がいのある子どもとない子どもとが共に学ぶことができるよう配慮しつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行い、将来の基盤となる「生きる力」を育みます。

●施策 1-4-1 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育の充実

子ども一人一人が、障がいの状態や個別の教育的ニーズ等に応じた柔軟かつ専門的な教育的支援が受けられるよう、関係機関との連携を図りながら、各園・学校における支援体制を充実させるとともに、教育内容の改善・充実を図ります。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|---|--|------|--------|------|
| 1 | 特別支援教育に関する学校支援の充実 | 特別な教育的支援を必要とする子どもに適切な支援が行われるよう、各学校に対し、特別支援学校がセンター的機能により助言や援助を行うほか、特別支援教育巡回相談員が訪問して「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成や活用、見直しのサポートを行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 特別な教育的ニーズに応じた外部人材の活用 (2-3-2にも掲載) | 特別な教育的支援を必要とする子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、「学びのサポーター」「介助アシスタント」等の外部人材の活用を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 特別支援学校の教育内容の充実 (1-4-2にも掲載) | 特別支援学校において、在籍する児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた専門的な教育を充実させます。また、卒業後の社会参加を促進するため、市立札幌みなみの杜高等支援学校と市立札幌豊明高等支援学校とが連携した就労支援の取組を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | 障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の充実 (1-2-2、3-1-1にも掲載) | 特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 5 | 通級による指導の充実 (2-1-2にも掲載) | 通級指導教室の整備・拡充により遠距離通級の解消を図るほか、指導体制及び指導方法の工夫・改善に取り組みます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

| | | | | | |
|---|---------------------------------------|--|------|--------|------|
| 6 | 「個別の教育支援計画」の活用による支援の充実 (1-6-1にも掲載) | 特別な教育的支援を必要とする子どもに係る「個別の教育支援計画」の作成を進め、子どもの就学・進学に当たっての園・学校間での引継ぎや、関係機関との連携において活用することで、個別の教育的ニーズに応じた継続的な支援を充実させます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 7 | 特別支援教育に関する研修の充実 (2-3-1にも掲載) | 特別な教育的支援を必要とする子ども一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、教員の専門性や経験等を踏まえた研修を行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策1-4-2 早期からの継続した相談・支援の充実

関係機関との連携を図りながら、一人一人の特別な教育的ニーズに応じた、切れ目のない継続した支援を充実させます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|-------------------------------|--|------|--------|------|
| 1 | 幼児教育相談の充実 (2-4-1にも掲載) | 幼児(主に2歳～6歳)の教育に関する不安や悩みを抱える保護者等からの相談に、適時適切に対応します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 特別支援教育に関する私立幼稚園等への支援 | 幼児教育支援員が、特別な教育的支援を要する幼児への関わり方や「個別の教育支援計画」の活用方法について私立幼稚園の教諭等からの相談に応じるほか、特別支援教育に関する研修を実施します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 幼保小連携の推進 (1-1-2、1-6-1にも掲載) | 幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者等が一同に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で開きます。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かせるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を充実させます。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | 教育相談の充実 (2-4-1にも掲載) | 「教育相談室」において、発達の状況や就学、不登校等に関する不安や悩みを抱える子どもやその保護者等からの相談に、適時適切に対応します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 5 | 特別支援学校の教育内容の充実 (1-4-1にも掲載) | 特別支援学校において、在籍する児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた専門的な教育を充実させます。また、卒業後の社会参加を促進するため、市立札幌みなみの杜高等支援学校と市立札幌豊明高等支援学校とが連携した就労支援の取組を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

| | | | | | |
|---|-------------------|---|------|--------|------|
| 6 | 知的障がい者のための成人学級の推進 | 特別支援学校等を修了した知的障がい者が社会生活によりよく対応できるよう、集団生活や体験の場を通して、公共マナーの習得や、スポーツ、調理などに取り組む成人学級を推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

基本施策 1-5 生涯にわたる継続的・自発的な学習活動の推進

市民が生きがいをもち、豊かな人生を送ることができるよう、市民の自発的な学びや学び合いを支援・促進するとともに、市民が学んだ成果を地域で生かせる機会の創出に取り組みます。

また、あらゆる世代が生涯にわたって意欲的に学ぶための基礎となる読書活動を支援します。

●施策 1-5-1 多様なニーズに応じた生涯学習活動の推進

大学や企業、NPO等と連携しながら、世代やライフスタイルなどに応じた多様な学習機会を市民に提供するとともに、市民が学んだ成果を活用できるよう支援します。

また、市民の学習意欲を高め、新たな活動に取り組むきっかけをつくるため、「知の拠点」である図書館において、「人と本」「人と人」「人と文化」の新たな出会いの場を創出します。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|--|---|------|--------|------|
| 1 | 「さっぽろ市民カレッジ」の充実 (3-1-2にも掲載) | 学んだ成果をまちづくりや経済活動に生かすことができるよう、各種講座を充実させます。また、市民自らが講師となる「ご近所先生企画講座」や、大人と市立大通高等学校の生徒が共に学ぶ「学社融合講座」の取組を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 「ちえりあ市民講師バンク」の充実 (3-1-2にも掲載) | 多くの市民の学習ニーズに応えることができるよう、生涯学習センターで運用する人材登録・紹介制度「ちえりあ市民講師バンク」の登録人材の充実を図るほか、他の制度との連携について検討します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 生涯学習関連施設における体験学習の充実 (1-1-6、1-2-2にも掲載) | 青少年山の家や青少年科学館などにおいて、あらゆる世代の人々の主体的な活動を促し、創造力やコミュニケーション能力などを育むための体験プログラムの充実を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | 「札幌市図書・情報館」のサービスの充実 (2-2-1にも掲載) | 利用者の多様なニーズに対応できるよう、起業や経済、医療など仕事や暮らしに関する情報提供を充実させます。また、司書のスキルアップや、各種専門機関との連携体制の充実などに取り組みます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 5 | 図書館による情報提供の充実 (2-2-1にも掲載) | 利用者がより効果的・効率的に情報収集できるよう、来館型サービスのほか、メールでのレファレンスサービス ⁵⁰ やデジタルライブラリーなどの非来館型サービスの充実を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 6 | 図書館における講演会・図書展示等の充実 | 市民が新たな文化と出会うきっかけをつくるため、作家や芸術家などの講演会や、多種多様な分野の図書展示などを行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

⁵⁰ レファレンスサービス 情報あるいは情報源を求めている利用者に対して、図書館員が利用のための手助けや、資料又は情報を提供するサービス。

| | | | | | |
|---|---|--|------|--------|------|
| 7 | <p>子どもが読書に親しむきっかけづくりの充実 (3-1-3にも掲載)</p> | <p>各図書館において、子どもの発達の段階に応じた様々なプログラムを実施するほか、「札幌市えほん図書館」における幼稚園等の団体利用の受け入れなどを行います。</p> | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

基本施策 1-6 一貫性・連続性のある教育活動の充実

子どもの資質・能力を確実に育むため、幼児期からの一貫性・連続性のある教育活動を充実させます。

●施策 1-6-1 校種間連携の推進

子どもの継続した成長を支えるため、学校種間の連携を推進します。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|--|--|------|--------|------|
| 1 | 幼保小連携の推進 (1-1-2、1-4-2にも掲載) | 幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者等が一同に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で開きます。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かせるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を充実させます。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 小中連携・一貫教育の推進 | 小学校から中学校への接続を円滑にする小中連携の取組を充実させるとともに、小中学校9年間の子どもの学びの連続性を重視した小中一貫教育の実現に向けて実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。また、小学生が中学校の学びを体験できる機会や、小学生と中学生との交流の機会の充実を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 中高接続の推進 | 中高の接続と6年間の学びを意識した教育課程を編成する市立札幌開成中等教育学校の実践研究の成果について、他の中学校・高等学校へ普及・啓発します。また、中学生が高等学校の学びを体験できる機会や、中学生と高校生との交流の機会の充実を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | 校種間の人事交流の推進 (2-3-1にも掲載) | 教職員が子どもの育ちや学びを連続して捉える視点を身に付けることや、校種間の連携を促進することを目的に、校種間の人事交流を推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 5 | 「個別の教育支援計画」の活用による支援の充実 (1-4-1にも掲載) | 特別な教育的支援を必要とする子どもに係る「個別の教育支援計画」の作成を進め、子どもの就学・進学に当たっての園・学校間での引継ぎや、関係機関との連携において活用することで、個別の教育的ニーズに応じた継続的な支援を充実させます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

基本的方向性 2 多様な学びを支える環境の充実

基本施策 2-1 安全・安心で豊かな教育環境づくり

子どもが安心して学べるよう、安全な学校施設を整備します。また、様々な教育活動を支える機能的で豊かな教育環境を整えます。

●施策 2-1-1 学校教育環境の整備・充実

学校施設の計画的な維持・更新を行うとともに、子どもの多様な学習機会を確保するため、学校規模の適正化や、学校施設と他の公共施設との複合化を進めます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|-------------------------------------|---|------|--------|------|
| 1 | 計画的な学校施設の維持・更新 | 学校施設の長寿命化 ⁵¹ を図るとともに、災害時の避難場所としての機能を考慮した施設整備や、バリアフリー化等の機能改善など、学校施設の整備を計画的に進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 小学校を中心とした公共施設の複合化の推進 (3-1-1にも掲載) | 多様な学習機会を通じて子どもの地域への関心が高まることや、地域住民の生涯学習の場や多世代交流の場としての相乗効果が期待できることから、地域の実情に応じて、まちづくりセンターや児童会館などの公共施設と小学校との複合化を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 学校規模の適正化の推進 | 児童生徒に良好な教育環境を提供するとともに、教育活動や学校運営を効果的に行うため、小規模校の統合等により学校規模の適正化を推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策 2-1-2 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育環境の整備

特別な教育的支援を必要とする子どもが、できるだけ身近な地域で専門的な教育等を受けられることができる環境を整備します。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|---------------------------|---|------|--------|------|
| 1 | 特別支援学級の拡充・整備 | 必要に応じて特別支援学級を拡充するほか、子どもの障がいの状態等に配慮した環境整備を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 通級による指導の充実 (1-4-1にも掲載) | 通級指導教室の整備・拡充により遠距離通級の解消を図るほか、指導体制及び指導方法の工夫・改善に取り組みます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

⁵¹ 学校施設の長寿命化 適切な保全や改修を行うことで、学校施設を長持ちさせること。

| | | | | | |
|---|-----------------------|--|------|--------|------|
| 3 | 小中学校等における医療的ケア実施体制の充実 | 小中学校等に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に専門的な支援が行われるよう、医療的ケア実施体制の充実に向けた検討を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策2-1-3 学校図書館の機能強化

学校図書館を活用した子どもの読書活動や教科等の学習の充実を図ります。また、読書を通じた、地域の交流の場としての機能を強化します。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|--|---|------|--------|------|
| 1 | 学校図書館を支える人材の資質・能力の向上 | 市立図書館と学校図書館とが連携し、学校図書館司書や開放図書館ボランティア等を対象としたレファレンス研修及び本の修理講座などを実施します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 「読書」に関する学習活動の推進 (1-1-6、1-3-1、2-3-2にも掲載) | 子どもの読書活動の充実を図るため、授業における学校図書館の活用や全校一斉読書など、各園・学校における取組を一層進めます。また、学校図書館司書を全ての中学校に配置し、その専門的な知識・経験を生かして、より組織的・効果的な学校図書館の活用を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 学校図書館の地域開放の推進 (2-2-1、3-1-1、3-1-2にも掲載) | 子どもと地域住民の生涯学習や多世代交流の場として、学校図書館の地域開放を推進します。また、大人を対象とした読書に関する講座の開催などにより、地域住民の利用を一層促進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策2-1-4 安全・安心な学校給食の提供

衛生的な給食施設を整備するとともに、安心して給食を食べることができる環境づくりに取り組みます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|-----------------|---|------|--------|------|
| 1 | 給食提供における安全対策の充実 | 衛生的な調理環境の整備や、食材の安全性確保のための定期的な検査を行うほか、給食従事者を対象とした研修を充実させます。また、「食物アレルギー対応の手引き」に基づいた対応を行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策2-1-5 安全教育と子どもの安全管理の推進

安全教育の充実を図るほか、登下校時の安全管理や、不審者出没時・災害発生時等の対応の強化を図ります。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|------------------------------------|--|------|--------|------|
| 1 | 安全教育の充実 | 各園・学校・地域の実態に即した「学校安全計画 ⁵² 」に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育などに取り組みます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 登下校時の安全管理 (2-3-2、3-1-2にも掲載) | 通学路の状況に関する情報を各学校から収集し、関係機関等に安全対策等の実施を働きかけます。また、登下校時の見守り活動や危険箇所の巡視等を行うボランティア「スクールガード」の活用を推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 緊急時における家庭等への迅速な情報提供 (3-1-1にも掲載) | 大規模な災害の発生や不審者の出没などの緊急時に、子どもの安全を守るため、家庭への一斉メール配信などにより、正確な情報を迅速に提供します。また、地域ぐるみで子どもの安全確保を図るため、防犯関係機関にも情報提供します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | 災害時における対応力の向上 | 災害時、的確・迅速に子どもの安全を確保できるよう、教職員が小中学校を会場とした「職員非常参集訓練」や「避難場所運営研修」に参加し、専門的な知識を身に付けます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

⁵² **学校安全計画** 学校保健安全法において規定されている計画。「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

基本施策 2-2 生涯学習を支える環境づくり

市民が生涯にわたって学び続けることができるよう、生涯学習センターと図書館の連携を核として多種多様な学習環境を整備します。

●施策 2-2-1 生涯学習環境・体制づくり 重要

生涯学習センターや図書館をはじめとする生涯学習関連施設において、時代の変化や市民の多様なニーズを踏まえた学習環境づくりを進めるとともに、誰もが利用しやすい施設整備やサービス・機能の向上を図ります。

また、生涯学習センター・図書館・学校図書館の連携を強化し、より身近な地域での生涯学習環境を整えます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|--|--|------|--------|------|
| 1 | 生涯学習関連施設における環境整備 | 生涯学習センター、青少年科学館、青少年山の家、定山溪自然の村、月寒公民館、市民ホールにおいて、計画的な学習環境の整備に取り組みます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 図書館を活用した身近な地域における生涯学習環境の充実 | 生涯学習センターが、図書館の立地や蔵書を生かしながら講座を展開するなど、図書館との連携を強化することで身近な地域において学びを深めることができる環境づくりを進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | ICTを活用した図書館サービスの充実 | 利用者の利便性向上のため、ICタグの導入など、図書館サービスにおけるICTの活用を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | 「札幌市図書・情報館」のサービスの充実 (1-5-1にも掲載) | 利用者の多様なニーズに対応できるよう、起業や経済、医療など仕事や暮らしに関する情報提供を充実させます。また、司書のスキルアップや、各種専門機関との連携体制の充実などに取り組みます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 5 | 図書館による情報提供の充実 (1-5-1にも掲載) | 利用者がより効果的・効率的に情報収集できるよう、来館型サービスのほか、メールでのレファレンスサービスやデジタルライブラリーなどの非来館型サービスの充実を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 6 | 学校図書館の地域開放の推進 (2-1-3、3-1-1、3-1-2にも掲載) | 子どもと地域住民の読書活動と多世代交流の場として、学校図書館の地域開放を推進します。また、大人を対象とした読書に関する講座の開催などにより、地域住民の利用を一層促進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

基本施策 2-3 教職員が力を発揮できる環境づくり

複雑化・高度化する教育課題に対応するため、教職員の専門的知識・技能を向上させるとともに、管理職のリーダーシップの下、組織的かつ効果的に教育活動を展開することができるよう、教職員の採用や人事、研修の工夫・改善に取り組みます。

また、学校教育の成果向上のため、教職員が心身共に健康で質の高い教育活動を実現できる環境づくりに取り組みます。

●施策 2-3-1 教職員の資質・能力の向上

札幌市教員育成指標⁵³を踏まえ、教職員間の学び合いを取り入れながら、職能や教職経験に応じた研修を体系的・効果的に実施するなど、教職員の資質・能力の向上を図ります。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|--|---|------|--------|------|
| 1 | 管理職研修等の充実 | 園・学校の管理職のマネジメント能力等の向上を図るため、管理職や園長・教頭第一次選考合格者等への研修を充実させます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 教員採用制度の充実 | 人物重視の採用を一層推進するとともに、「スポーツ・芸術特別選考」「障がい者特別選考」を実施するなど、教員採用制度を充実させます。また、受検者の資質・能力及び適性を多面的に評価できるよう、選考検査の項目や内容等に関する調査・研究を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 教職経験に応じた研修の充実 | 新任教員が幅広い知見や実践的指導力を身に付けることができるよう初任段階における研修のほか、ミドルリーダーの育成を目指した中堅教諭等資質向上研修などの経験年数に応じた研修を充実させます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | 「札幌市教育研究推進事業」の充実 (1-1-1にも掲載) | 札幌市内の小中学校等の教職員が学校の枠を越えて集い、相互の授業公開を中心とした実践的な研究を進めるとともに、各学校の校内研究を支援します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 5 | 観察・実験を中心とした研修の充実 (1-1-4にも掲載) | 子どもの科学的リテラシーの育成に関する指導力向上を図るため、青少年科学館等の専門機関等と連携し、観察・実験を中心とした専門性の高い研修を行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 6 | 子どもを共感的に理解するための教員研修等の充実 (1-2-1にも掲載) | いじめ・自殺予防の観点を踏まえ、教職員がゲートキーパーとしての資質・能力を身に付けることができるよう、子どもの心情や行動・言動等を共感的に理解するための研修等を充実させます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

⁵³ 札幌市教員育成指標 教育公務員特例法第二十二条の三で規定される、校長及び教員としての資質の向上に関する指標。札幌市教育委員会が任命権者となる市立園・学校の園長、校長及び教員が対象となる。

| | | | | |
|-------|---|---|-------|------|
| 7 | 幼児教育の質的向上を図るための 研修の充実 (1-1-2にも掲載) | 大学等と連携して幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高めるための研修を実施するほか、私立幼稚園等のニーズに応じた出前講座などを実施します。 | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>就学前教育</td> <td>義務教育</td> <td>高等学校教育</td> <td>生涯学習</td> </tr> </table> | 就学前教育 | 義務教育 |
| 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 | |
| 8 | 特別支援教育に関する研修の充実 (1-4-1にも掲載) | 特別な教育的支援を必要とする子ども一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、教員の専門性や経験等を踏まえた研修を行います。 | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>就学前教育</td> <td>義務教育</td> <td>高等学校教育</td> <td>生涯学習</td> </tr> </table> | 就学前教育 | 義務教育 |
| 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 | |
| 9 | 校種間の人事交流の推進 (1-6-1にも掲載) | 教職員が子どもの育ちや学びを連続して捉える視点を身に付けることや、校種間の連携を促進することを目的に、校種間の人事交流を推進します。 | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>就学前教育</td> <td>義務教育</td> <td>高等学校教育</td> <td>生涯学習</td> </tr> </table> | 就学前教育 | 義務教育 |
| 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 | |
| 10 | 企業等への長期研修の推進 | 柔軟な発想力をもつ教職員を育成するため、企業等への長期研修を推進します。また、その成果を各種研修の場を活用して他の教職員へ普及・啓発します。 | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>就学前教育</td> <td>義務教育</td> <td>高等学校教育</td> <td>生涯学習</td> </tr> </table> | 就学前教育 | 義務教育 |
| 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 | |

●施策2-3-2 教職員が質の高い教育活動を実現できる環境づくり

教職員が力を十分に発揮し、子ども一人一人に向き合いながら質の高い教育活動を実現できるよう、教職員の勤務時間に関する意識改革や校務の効率化、外部人材の活用などを組織的に進めます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|------------------------------------|---|-------|------|--------|
| 1 | 勤務時間に関する意識改革と事務負担の軽減 | 教職員の健康保持・増進を一層図るため、夏季休業期間中などにおける休暇取得や、休校日の設定などを促進します。また、校務をより効率的に行うため、各種調査等を縮減するなどの取組を進めます。 | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>就学前教育</td> <td>義務教育</td> <td>高等学校教育</td> <td>生涯学習</td> </tr> </table> | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 |
| 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 | | |
| 2 | 教職員相談室の運営 | 健康や職場に関する不安や悩みを抱える教職員からの相談に、専門的な知識や経験をもつ相談員が対応します。 | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>就学前教育</td> <td>義務教育</td> <td>高等学校教育</td> <td>生涯学習</td> </tr> </table> | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 |
| 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 | | |
| 3 | ICTを活用した校務支援の充実 (2-5-2にも掲載) | 教職員の負担軽減を図るため、校務支援システムの活用を推進します。また、校務用コンピュータについて、セキュリティの強化や利便性の向上、維持管理コストの低減を図るための手法について検討します。 | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>就学前教育</td> <td>義務教育</td> <td>高等学校教育</td> <td>生涯学習</td> </tr> </table> | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 |
| 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 | | |
| 4 | 中学校運動部活動における外部人材の活用 (1-1-3にも掲載) | 中学校運動部活動の振興のため、単独で、または、顧問教諭と連携して部活動の指導に当たる外部人材の活用を進めます。 | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>就学前教育</td> <td>義務教育</td> <td>高等学校教育</td> <td>生涯学習</td> </tr> </table> | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 |
| 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 | | |

| | | | | | | |
|----|--|--|-------|------|--------|------|
| 5 | 「観察実験アシスタント」の活用 (1-1-4にも掲載) | 小学校における理科授業の充実を図るため、理科室などの環境整備や観察・実験を中心とした理科授業の支援等を行う「観察実験アシスタント」の活用を進めます。また、観察実験アシスタントを活用した実践研究を行い、その成果を各学校に普及・啓発します。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 6 | 「読書」に関する学習活動の推進 (1-1-6、1-3-1、2-1-3にも掲載) | 子どもの読書活動の充実を図るため、授業における学校図書館等の活用や全校一斉読書など、各園・学校における取組を一層進めます。また、より組織的・効果的な学校図書館の活用を進めるため、学校図書館司書を全ての中学校に配置します。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 7 | 特別な教育的ニーズに応じた外部人材の活用 (1-4-1にも掲載) | 特別な教育的支援を必要とする子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、「学びのサポーター」「介助アシスタント」等の外部人材の活用を進めます。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 8 | 登下校時の安全管理 (2-1-5、3-1-2にも掲載) | 通学路の状況に関する情報を各学校から収集し、関係機関等に安全対策等の実施を働きかけます。また、登下校時の見守り活動や危険箇所の巡視等を行うボランティア「スクールガード」の活用を推進します。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 9 | 相談支援パートナーの活用 (2-4-1にも掲載) | 相談支援パートナーが、不登校や不登校の心配のある児童生徒に対し、相談支援リーダーの指導・助言を受けながら、学校での別室対応や家庭訪問など、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行います。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 10 | スクールカウンセラーの活用 (2-4-1にも掲載) | スクールカウンセラーの専門性を生かして、不安や悩みを抱えている児童生徒やその保護者に対する相談支援を行います。また、各校の相談対応力を向上させるため、スクールカウンセラーが、児童生徒への関わり方についての教職員への助言などを行います。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 11 | スクールソーシャルワーカーの活用 (2-4-1にも掲載) | スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)に働きかけたり、関係機関等と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 12 | 帰国・外国人児童生徒への日本語教育支援 (2-4-1にも掲載) | 帰国・外国人児童生徒が学校生活に適應できるよう、学校における指導体制の充実を図るとともに、指導協力者による日本語指導や、日本語教室における指導などの支援を進めます。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 13 | ICT機器・デジタル教材等の整備 (2-5-1にも掲載) | ICT機器を活用した授業を日常的に行うことができるよう、ネットワーク環境のほか、タブレット端末や教育用デジタル教材等の整備を進めます。また、実践事例の普及・啓発などにより、教員のICT活用能力の向上を図ります。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |

| | | | | | |
|----|---------------------------------|--|------|--------|------|
| 14 | 「市立高校コンシェルジュ」の活用 (3-1-2にも掲載) | 市立高等学校と地域や企業などとの連携を推進するため、市立高校コンシェルジュが、外部人材の活用に係るコーディネートや、教育活動等に関する広報の強化に取り組めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

基本施策 2-4 学びのセーフティネットの充実

誰もが安心して学び、成長していくことができるよう、いじめや不登校、保護者の経済状況などに起因する問題の未然防止・早期発見に努めるとともに、一人一人の状況に応じた支援の充実を図ります。

●施策 2-4-1 安心して学ぶための支援 重要

誰もが不安や悩みを抱えることなく安心して学び、自らの能力や可能性を伸ばしていけるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|---------------------------------|---|------|--------|------|
| 1 | 学校における教育相談体制の充実 | 様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力向上や、学校の組織力向上を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 相談支援パートナーの活用 (2-3-2にも掲載) | 相談支援パートナーが、不登校や不登校の心配のある児童生徒に対し、相談支援リーダーの指導・助言を受けながら、学校での別室対応や家庭訪問など、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | スクールカウンセラーの活用 (2-3-2にも掲載) | スクールカウンセラーの専門性を生かして、不安や悩みを抱えている児童生徒やその保護者に対する相談支援を行います。また、各校の相談対応力を向上させるため、スクールカウンセラーが、児童生徒への関わり方についての教職員への助言などを行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | スクールソーシャルワーカーの活用 (2-3-2にも掲載) | スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)に働きかけたり、関係機関等と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 5 | 悩みやいじめに関する実態把握 | いじめの早期発見・対処を図るため、全校の児童生徒を対象とした「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 6 | 子どもに関する様々な相談への対応 | 「少年相談室」において、いじめ、不登校、人間関係等に関する悩みを抱える子どもや保護者等からの相談に、適時適切に対応します。また、24 時間いつでも相談に対応できるよう関係機関と連携するほか、各種相談窓口の周知を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

| | | | | | |
|----|--|--|------|--------|------|
| 7 | 幼児教育相談の充実 (1-4-2にも掲載) | 幼児(主に2歳～6歳)の教育に関する不安や悩みを抱える保護者等からの相談に、適時適切に対応します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 8 | 教育相談の充実 (1-4-2にも掲載) | 「教育相談室」において、発達状況や就学、不登校等に関する不安や悩みを抱える子どもやその保護者等からの相談に、適時適切に対応します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 9 | 教育支援センター・相談指導教室における支援の充実 | 不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 10 | ネットトラブル等対策の推進 | インターネット上の不適切な書き込み等によるトラブルから子どもを守るため、定期的・継続的なネットパトロールを実施します。また、専門業者のノウハウを生かし、教職員等を対象とした研修のほか、ネットトラブル等の発生時における学校支援を行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 11 | 市立札幌大通高等学校における支援の充実 (3-1-1、3-1-2にも掲載) | 企業や関係団体等と連携し、学習支援や就労支援、母語支援など、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させます。また、生徒の自立性や社会性を育むため、地域活動への参加などを推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 12 | 帰国・外国人児童生徒への日本語教育支援 (2-3-2にも掲載) | 帰国・外国人児童生徒が学校生活に適應できるよう、学校及び日本語教室における支援や指導協力者による個別の日本語指導などを進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 13 | 公立夜間中学の設置に係る検討 | 就学の機会を十分に得られなかった学齢期を過ぎた方に対し、義務教育段階における普通教育相当の教育を受ける機会を提供するため、北海道教育委員会をはじめとする関係機関と連携・協力し、公立夜間中学の設置を検討します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策2-4-2 学びを支える経済的支援

子どもの教育機会均等を図るとともに、教育に係る経済的負担を軽減するための支援を行います。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|------|--|------|--------|------|
| 1 | 就学援助 | 経済的理由により就学困難な小中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費など学校教育に係る費用の一部を助成します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

| | | | | | | |
|---|----------------------|---|-------|------|--------|------|
| 2 | 奨学金 | 意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な学生又は生徒に、返還義務のない奨学金を支給します。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 3 | 小中学生の遠距離通学に係る定期料金の助成 | 通学区域設定等の関係からやむを得ずバス等の公共交通機関を利用して小中学校へ通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 4 | 高等学校等生徒の通学に係る交通費の助成 | 札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |

基本施策 2-5 教育の情報化の推進

学校において、ICT機器等の整備を進め、最大限に活用することによって、教育の質の向上を図ります。

●施策 2-5-1 教育活動におけるICT活用の推進

ICT機器やデジタル教材等の整備を推進し、教育活動において有効に活用します。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|---------------------------------|--|------|--------|------|
| 1 | ICT機器・デジタル教材等の整備 (2-3-2にも掲載) | ICT機器を活用した授業を日常的に行うことができるよう、ネットワーク環境のほか、タブレット端末や教育用デジタル教材等の整備を進めます。また、実践事例の普及・啓発などにより、教員のICT活用指導力の向上を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策 2-5-2 校務の情報化の推進

教職員の子どもと向き合う時間や授業準備の時間等を確保できるよう、校務におけるICTの活用を進めます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|--------------------------------|--|------|--------|------|
| 1 | ICTを活用した校務支援の充実 (2-3-2にも掲載) | 教職員の負担軽減を図るため、校務支援システムの活用を推進します。また、校務用コンピュータについて、セキュリティの強化や利便性の向上、維持管理コストの低減を図るための手法について検討します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

基本的方向性3 市民ぐるみで支え合う仕組みづくり

基本施策3-1 園・学校と家庭、地域が支え合う仕組みづくり

社会全体で子どもの成長を支えるため、地域に開かれた園・学校づくりや、地域住民・企業・大学等の教育機関がもつ人的資源や技能など、地域の教育力を生かした学習環境づくりを進めます。

●施策3-1-1 地域に開かれた園・学校づくり 重要

地域全体で子どもを育てるための環境を整え、子どものコミュニケーション力や地域への愛着心を育みます。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|---|---|------|--------|------|
| 1 | サッポロサタデースクールの推進 (3-1-2にも掲載) | 小中学校及び特別支援学校において、地域と学校とが連携し、多様な経験や技能をもつ人材・企業等の豊かな社会資源を活用して、土曜日等に子どもたちに多様な学びの場を提供します。また、この取組を通じて、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 学校図書館の地域開放の推進 (2-1-3、2-2-1、3-1-2にも掲載) | 子どもと地域住民の読書活動と多世代交流の場として、学校図書館の地域開放を推進します。また、大人を対象とした読書に関する講座の開催などにより、地域住民の利用を一層促進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 小学校を中心とした公共施設の複合化の推進 (2-1-1にも掲載) | 多様な学習機会を通じて子どもの地域への関心が高まることや、地域住民の生涯学習の場や多世代交流の場としての相乗効果が期待できることから、地域の実情に応じて、まちづくりセンターや児童会館などの公共施設と小学校との複合化を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | 障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の充実 (1-2-2、1-4-1にも掲載) | 特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもが日常的に交流する取組を推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 5 | 市立札幌大通高等学校における支援の充実 (2-4-1、3-1-2にも掲載) | 企業や関係団体等と連携し、学習支援や就労支援、母語支援など、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させます。また、生徒の自立性や社会性を育むため、地域活動への参加などを推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

| | | | | | |
|---|------------------------------------|---|------|--------|------|
| 6 | 緊急時における家庭等への迅速な情報提供 (2-1-5にも掲載) | 大規模な災害の発生や不審者の出没などの緊急時に、子どもの安全を守るため、家庭への一斉メール配信などにより、正確な情報を迅速に提供します。また、地域ぐるみで子どもの安全確保を図るため、防犯関係機関にも情報提供します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 7 | 学校運営協議会制度の導入に係る検討 (3-1-2にも掲載) | 地域と学校が連携・協力して子どもを育てていくための一つの方策として、札幌の実情を踏まえつつ、学校運営協議会 ⁵⁴ 制度の導入に係る検討をします。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

●施策3-1-2 地域の教育力の活用

子どもに社会性や規範意識、コミュニケーション能力などを育むため、多様な経験や技能をもつ人材・企業等の豊かな社会資源を教育活動等に活用します。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|--|---|------|--------|------|
| 1 | 園・学校におけるボランティア等の活用 | 各園・学校における子どもの支援の充実を図るため、地域・企業・大学等と連携し、ボランティア等の活用を推進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 学校図書館の地域開放の推進 (2-1-3、2-2-1、3-1-1にも掲載) | 子どもと地域住民の読書活動と多世代交流の場として、学校図書館の地域開放を推進します。また、大人を対象とした読書に関する講座の開催などにより、地域住民の利用を一層促進します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | サッポロサタデースクールの推進 (3-1-1にも掲載) | 小中学校及び特別支援学校において、地域と学校とが連携し、多様な経験や技能をもつ人材・企業等の豊かな社会資源を活用して、土曜日等に子どもたちに多様な学びの場を提供します。また、この取組を通じて、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 4 | 「さっぽろ市民カレッジ」の充実 (1-5-1にも掲載) | 学んだ成果をまちづくりや経済活動に生かすことができるよう、各種講座を充実させます。また、市民自らが講師となる「ご近所先生企画講座」や、大人と市立大通高等学校の生徒が共に学ぶ「学社融合講座」の取組を進めます。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 5 | 「ちえりあ市民講師バンク」の充実 (1-5-1にも掲載) | 多くの市民の学習ニーズに応えることができるよう、生涯学習センターで運用する人材登録・紹介制度「ちえりあ市民講師バンク」の登録人材の充実を図るほか、他の制度との連携について検討します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

⁵⁴ 学校運営協議会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六に規定される、教育委員会規則での定めによって、その所管に属する園・学校ごとに、当該園・学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関。学校運営協議会を設置している園・学校を「コミュニティ・スクール」という。

| | | | | | | |
|----|---|---|-------|------|--------|------|
| 6 | 小中学校における進路探究学習の充実 (1-1-5にも掲載) | 子どもが将来に希望をもち、自分の生き方や進路について考えることができるよう、小学校段階で地域の企業等と連携した職場見学や職業体験などを推進するほか、中学校段階において職場体験学習や、各種専門学校等と連携した職業体験講座「進路探究オリエンテーリング」などを充実させます。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 7 | 特別支援学級・特別支援学校における進路探究学習の充実 (1-1-5にも掲載) | 小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の社会的自立への自覚や意欲等を高めるため、地域や関係機関、企業等と連携を図りながら、子どもの実態に応じた職場見学や職業体験などを充実させます。また、職業学科のある特別支援学校高等部の生徒が、卒業後の就労につながる実践的な力を身に付けることができるよう、産業現場実習や企業での研修などを充実させます。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 8 | 市立高等学校における進路探究学習の充実 (1-1-5にも掲載) | 自分らしい生き方を考えるきっかけとして、将来の夢やそれに向けた高校生活の送り方などを生徒同士が語り合う「進路探究セミナー」を実施します。また、大学や企業等との連携・協働を一層進め、生徒が大学の授業体験やインターシップ、職場体験等をできる機会を充実させます。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 9 | 「市立高校コンシェルジュ」の活用 (2-3-2にも掲載) | 市立高等学校と地域や企業などとの連携を推進するため、市立高校コンシェルジュが、外部人材の活用に係るコーディネートや、教育活動等に関する広報の強化に取り組みます。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 10 | 市立札幌大通高等学校における支援の充実 (2-4-1、3-1-1にも掲載) | 企業や関係団体等と連携し、学習支援や就労支援、母語支援など、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させます。また、生徒の自立性や社会性を育むため、地域活動への参加などを推進します。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 11 | 登下校時の安全管理 (2-1-5、2-3-2にも掲載) | 通学路の状況に関する情報を各学校から収集し、関係機関等に安全対策等の実施を働きかけます。また、登下校時の見守り活動や危険箇所の巡視等を行うボランティア「スクールガード」の活用を推進します。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |
| 12 | 学校運営協議会制度の導入に係る検討 (3-1-1にも掲載) | 地域と学校が連携・協力して子どもを育てていくための一つの方策として、札幌の実情を踏まえつつ、学校運営協議会制度の導入に係る検討をします。 | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| | | | | | | |

●施策3-1-3 親子の育ちの支援

子どもの基本的な生活習慣・生活能力の形成や、豊かな情操、思いやりの心などを養う上で大きな役割を果たす家庭教育力の向上を図るとともに、親子が共に成長できる機会の充実を図ります。

<主な事業・取組>

| 事業・取組名 | | 内容・主な対象範囲 | | | |
|--------|-------------------------------------|--|------|--------|------|
| 1 | 家庭教育支援の充実 | 園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいように工夫して「親育ち応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 2 | 幼児期の教育に関する保護者等への支援 | 市立幼稚園等において、幼児やその保護者等を対象に、活動体験や子育てに関する講座などを実施します。また、預かり保育を通して、保護者との連携を強化します。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |
| 3 | 子どもが読書に親しむきっかけづくりの充実 (1-5-1にも掲載) | 各図書館において、子どもの発達の段階に応じた様々なプログラムを実施するほか、「札幌市えほん図書館」における幼稚園等の団体利用の受け入れなどを行います。 | | | |
| | | 就学前教育 | 義務教育 | 高等学校教育 | 生涯学習 |

5 札幌市教育アクションプラン（後期）の成果指標

札幌市教育アクションプラン（後期）の進行管理の参考とするための成果指標を設定します。

成果指標設定の基本的な考え方

成果指標は、札幌市教育アクションプラン（前期）と同様とします。なお、札幌市教育アクションプラン（前期）における設定の考え方は、以下のとおりです。

- 基本施策ごとに1～4の指標を設定し、計画全体で21指標を設定。
- 市民への分かりやすさ、当該基本施策において代表的（象徴的）であるといった要素などを踏まえながら選定。

成果指標の数値の説明

- 現状値：2018年10月までに把握できた最新値
- 目標値：2023年度までに到達を目指す数値

＜目標値設定の基本的な考え方＞

札幌市教育アクションプラン（前期）における成果指標の動向や全国的な動向、関連する施策や事業の特性などを勘案した上で、努力目標的要素も加味して設定しました。

| 成果指標 | | 現状値 | | 目標値 | |
|--|---------------------------------|-------|-------|-------|---------|
| 基本的方向性1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進 | | | | | |
| 1-1 自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進 | 1 難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合※ | 小 6 | 74.2% | 小 5 | 78.0% |
| | | 中 3 | 68.8% | 中 2 | 72.0% |
| | | 高 2 | 62.9% | 高 2 | 67.0% |
| | 2 将来の夢や目標をもっている子どもの割合※ | 小 6 | 83.2% | 小 5 | 86.0% |
| | 中 3 | 70.3% | 中 2 | 72.0% | |
| | 高 2 | 72.2% | 高 2 | 76.0% | |
| 3 1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合 | | 小5男 | 6.0% | 小5男 | 5.0%未満 |
| | | 小5女 | 11.4% | 小5女 | 9.0%未満 |
| | | 中2男 | 10.5% | 中2男 | 8.5%未満 |
| | | 中2女 | 25.7% | 中2女 | 23.0%未満 |
| 4 読書が好きな子どもの割合※ | | 小 6 | 77.5% | 小 5 | 79.0% |
| | | 中 3 | 76.4% | 中 2 | 78.0% |
| | | 高 2 | 72.2% | 高 2 | 75.0% |
| 1-2 共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進 | 5 自分にはよいところがあると考えている子どもの割合※ | 小 6 | 83.1% | 小 5 | 84.0% |
| | | 中 3 | 79.6% | 中 2 | 80.0% |
| | | 高 2 | 66.3% | 高 2 | 70.0% |
| 6 人の役に立つ人間になりたいと考えている子どもの割合※ | | 小 6 | 71.9% | 小 5 | 73.0% |
| | | 中 3 | 68.0% | 中 2 | 70.0% |
| | | 高 2 | 49.3% | 高 2 | 56.0% |
| 1-3 ふるさと札幌のよさを生かした、豊かな創造力を育む学習活動の推進 | 7 札幌には、好きな場所やものがあると答えた子どもの割合 | 小 5 | 91.3% | 小 5 | 92.0% |
| | | 中 2 | 84.5% | 中 2 | 86.0% |
| | | 高 2 | 78.7% | 高 2 | 84.0% |
| | 8 外国の人と交流したいと思う子どもの割合 | 小 5 | 79.9% | 小 5 | 83.0% |
| | 中 2 | 63.2% | 中 2 | 65.0% | |
| | 高 2 | 64.8% | 高 2 | 69.0% | |

| | | | | |
|---------------------------------|----|---|------------------------------------|------------------------------------|
| 1-4 特別支援教育の充実 | 9 | 特別な教育的支援を必要とする子どもの個別の教育支援計画を作成している幼稚園、学校の割合 | 74.7% | 100% |
| 1-5 生涯にわたる継続的・自発的な生涯学習の推進 | 10 | さっぽろ市民カレッジの受講に満足している受講者の割合 | 85.1% | 90.0% |
| | 11 | 図書館の利用に満足している利用者の割合 | 91.4% | 92.0% |
| 1-6 一貫性・連続性のある教育活動の充実 | 12 | 子どもが参加する校種間連携を実施している学校の割合 | 小学校 99.0% 中学校 91.7% 高校 100% | 小学校 100% 中学校 100% 高校 100% |
| 基本的方向性2 多様な学びを支える環境の充実 | | | | |
| 2-1 安全・安心で豊かな教育環境づくり | 13 | 子どもが自ら身を守るうとする態度や能力を育む安全教育を実施した学校の割合 | 小学校 100% 中学校 100% 高校 100% | 小学校 100% 中学校 100% 高校 100% |
| | 14 | 小中学校における特別支援学級の整備率 | 小学校 92.6% 中学校 84.8% | 小学校 93.0% 中学校 85.0% |
| 2-2 生涯学習を支える環境づくり | 15 | 生涯学習関連施設の利用に満足している利用者の割合 | 86.0% | 90.0% |
| | 11 | (再) 図書館の利用に満足している利用者の割合 | 91.4% | 92.0% |
| 2-3 教職員が力を発揮できる環境づくり | 16 | 研修の成果を活用できると答えた教職員の割合 | 98.9% | 100% |
| 2-4 学びのセーフティネットの充実 | 17 | いじめなどの不安や悩みを身近な人に相談する子どもの割合 | 小学校 93.9% 中学校 86.5% 高校 88.8% | 小学校 96.0% 中学校 90.0% 高校 90.0% |
| | 18 | 不登校児童生徒の在籍率 | 1.76% | 1.60%未満 |
| 2-5 教育の情報化の推進 | 19 | 授業や校務にICTを効果的に活用できる教員の割合 | 71.6% | 77.0% |
| 基本的方向性3 市民ぐるみで支え合う仕組みづくり | | | | |
| 3-1 園・学校と家庭、地域が支え合う仕組みづくり | 20 | 保護者や地域の人々の学校支援ボランティア活動を学校の教育水準の向上に効果的に活用している学校の割合 | 小学校 91.2% 中学校 81.8% | 小学校 95.0% 中学校 85.0% |
| | 21 | 家の人と学校での出来事について話をする子どもの割合※ | 小 6 78.8% 中 3 74.8% | 小 5 80.0% 中 2 77.0% |

※ 成果指標1、2、4、5、6、21の小学6年生及び中学3年生の実態については、文部科学省「全国学力・学習状況調査」の質問項目を活用して把握していましたが、2018年度の調査において、一部項目の変更及び削除があり、また、2019年度以降の調査において設定される項目についても見込めない状況です。

そのため、2018年度以降は、札幌市教育委員会が独自で実施している既存の調査を活用するなどし、子どもの実態把握を継続することとします。ただし、既存の調査は、小学5年生及び中学2年生を対象としていることから、目標値における対象学年を「小5」「中2」に変更しています。

第 5 章 計画の推進に当たって

- 1 進行管理
 - 2 市民及び関係機関等との連携・協働
-
-

第5章 計画の推進に当たって

1 進行管理

本計画を着実に進行していくため、PDCA サイクル（Plan：計画—Do：実施—Check：評価—Action：改善）の考え方にに基づき、毎年度、本計画に沿って施策を実施するとともに、成果指標の動向なども参考としながら、成果や課題を評価・検証し、その結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映させます。

この進行管理に当たっては、「教育委員会事務点検・評価」を活用します。

2 市民及び関係機関等との連携・協働

未来を担う子どもを育み、市民一人一人が生涯にわたる学びを実践するためには、社会全体で子どもの成長と自立、市民の学びを支えていくことが必要です。

本計画の推進に当たっても、家庭・地域住民はもとより、大学等の教育機関、ボランティアの方々、企業などの多様な主体の協力と参画を得て、教育の更なる充実を目指します。

また、近年、子どもを取り巻く課題は複雑化・多様化しており、子どもの権利や福祉、地域づくりなどをはじめとした様々な観点から課題の解決を図っていく必要があります。

更に、市民の生涯にわたる学びにつながる取組は、子育て支援や、スポーツ・文化の普及・促進、環境教育の推進、国際化の推進など様々な分野にわたります。

こうしたことから、今後も札幌市の関係部局と組織横断的な取組を展開するとともに、国、北海道及びその他関係機関等と連携・協力を図っていきます。

